

第3期 志摩市子ども・子育て支援事業計画
【2025-2029】

骨格案

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2
5 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
1 人口の動向	3
2 子育て支援の状況	8
3 保育・教育施設の利用	9
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	14
5 ニーズ調査結果等の概要	15
【就学前児童調査】	16
【小学生児童調査】	33
6 第2期計画の状況	46
7 将来人口の推計	49
8 子ども・子育て支援に関する課題	50
第3章 計画の基本的考え方	52
1 基本理念	52
2 子ども・子育て支援の意義	53
3 基本目標と施策の体系	54
分野別施策	56
目標1 地域における子育ての支援	56
目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	58
目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	61
目標4 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進	63
目標5 子育てを支援する生活環境の整備	65
目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	67
第4章 子ども・子育て支援サービス	68
1 子ども・子育て支援サービスの全体像	68
2 教育・保育提供区域の設定	69
3 保育の必要性の認定について	70
4 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容	71

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市のすべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域で力を合わせ、子ども・子育て支援に取り組むために、平成27年3月に「第1期志摩市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定しました。

そして、女性の社会進出や教育・保育の無償化に伴う低年齢時からの保育需要の高まり、世帯規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育てに不安を持つ保護者の増加、子どもの減少など、子育てをめぐる環境の変化に対応していくとともに、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき教育・保育事業の量と質及び子育て支援施策の充実を目的とし、「第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、これまで子育て支援を進めてきました。

令和5年4月1日には、こども家庭庁が設立され、同日に「こども基本法」が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

計画策定にあたり、本市では、令和5年度に、就学前、小学生の親への子ども・子育てアンケート、さらには、関係団体アンケート等保護者や関係者のニーズ把握を行っており、今後、「こども計画」へと発展させていく意図を有しています。

本市では、今後も、こども・若者の意見を聴き、参加を得ながら、すべてのこども・若者の育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てができるよう、「子どもや若者の視点に立ち、子どもにとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に反映する社会」の実現に向けた取組と、さらなる子ども・子育て支援の取組を推進するため、「こども基本法」の理念を鑑み、「こども計画」につながるものとして「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

○本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第2次志摩市総合計画」を子ども・若者育成の視点で具体化する分野別計画であり、「第4次志摩市地域福祉（活動）計画」「第2期志摩市障がい者（児）計画」「第7期志摩市障がい福祉計画・第3期志摩市障がい児福祉計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

○さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

○子どもの育ちや子育て家庭に対する支援の総合的な取組の基本的方向と、就学前の子どもの教育・保育事業や地域子育て支援事業の具体的な取組を示すものであり、住民をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、事業者、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちや

子育て家庭に対する支援に取り組むための指針となるものです。

3 計画の対象

基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭に加え、子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民・団体等も対象になります。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間とします。

ただし、子ども人口の推移や事業の進捗状況、法改正等により、計画期間内に一部事業を見直すこともあります。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者889世帯、小学1～6年生の保護者1,000世帯を対象として、「子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査」、「関係団体アンケート」を実施しました。

(2) 志摩市子ども・子育て会議の設置・開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「志摩市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

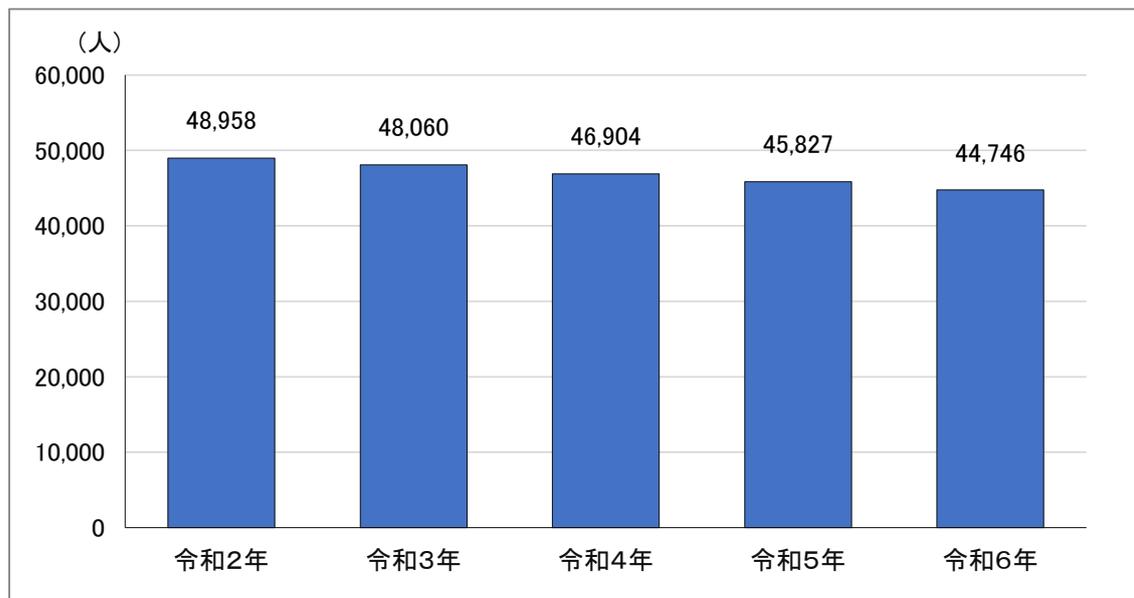
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口の動向

(1) 志摩市の人口推移

本市の総人口は、年々減少してきており、令和6年には令和2年と比べ8.6%減少の44,746人となっています。

【総人口の推移】

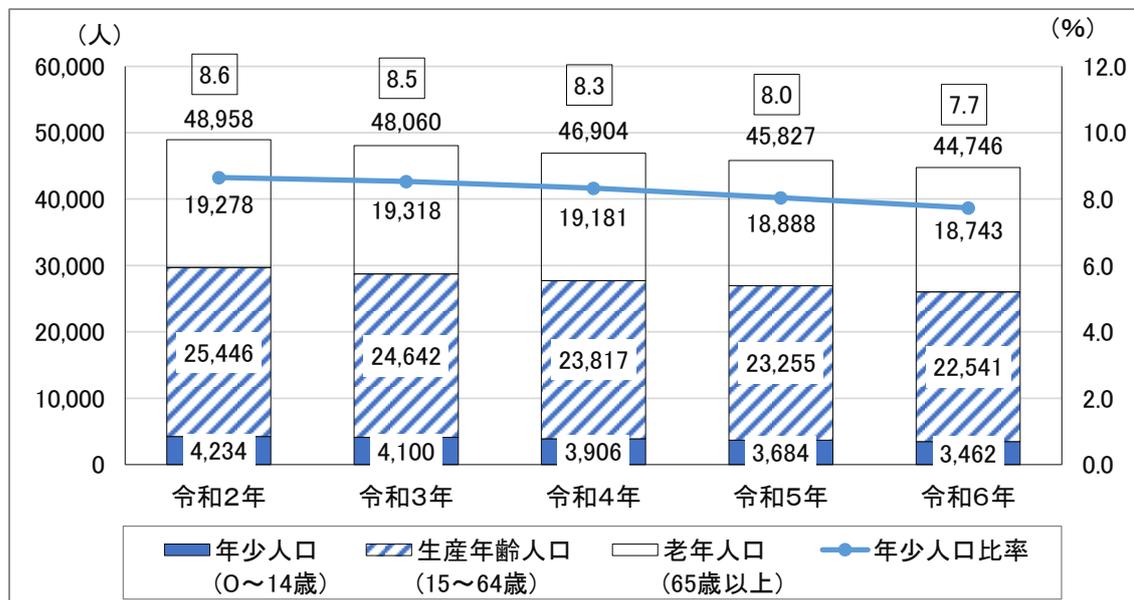


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

総人口を年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(65歳以上)の年齢3区分別で見ると、すべての年齢区分で減少傾向となっています。

【年齢3区分別人口の推移】



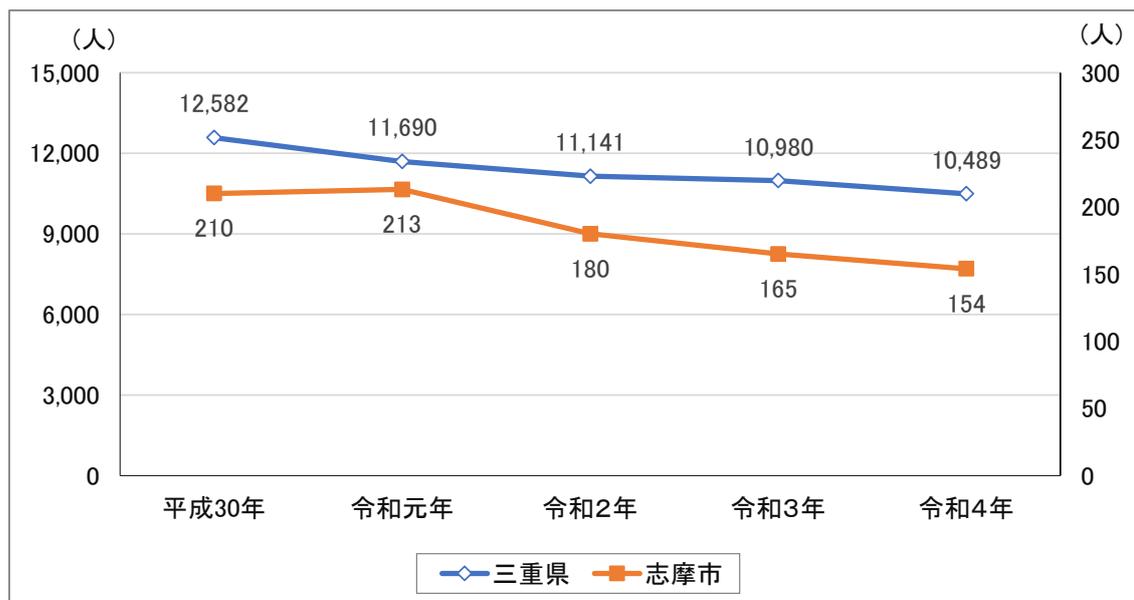
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 出生数の推移

三重県、志摩市の出生数は、ともに減少傾向で推移しており、本市では令和4年には平成30年と比べ26.7%減少の154人となっています。

出生数の推移からも少子化の傾向が進んでいることがみてとれます。

【出生数の推移】

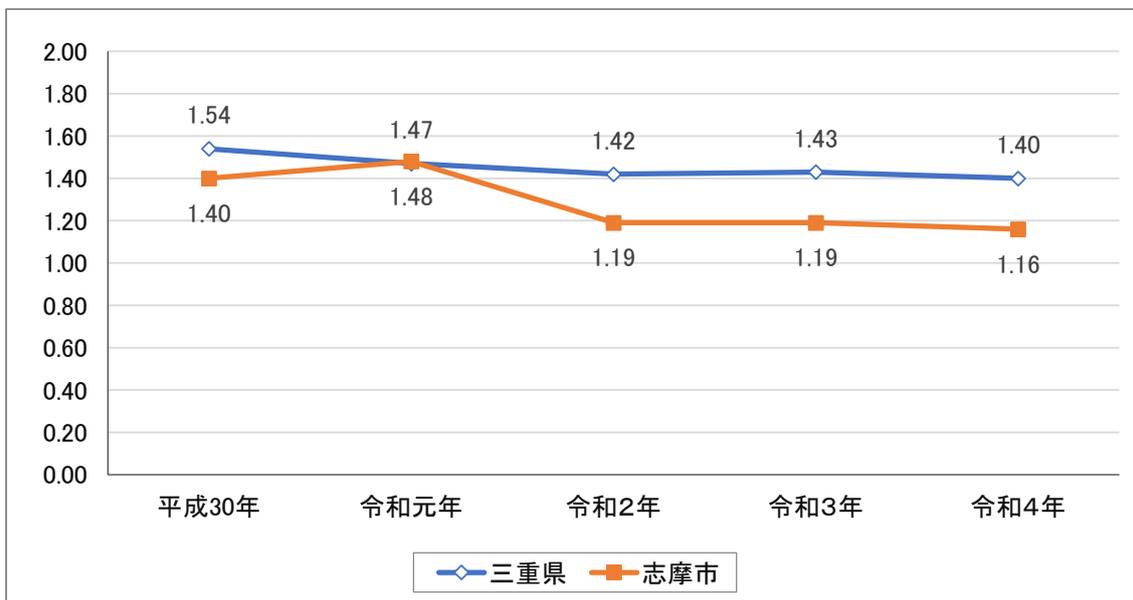


資料:三重県「三重県の人口動態」

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年に1.40となっており、県平均をやや下回っていたのが、令和元年には1.48と県平均をやや上回りましたが、その後は上昇傾向で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】

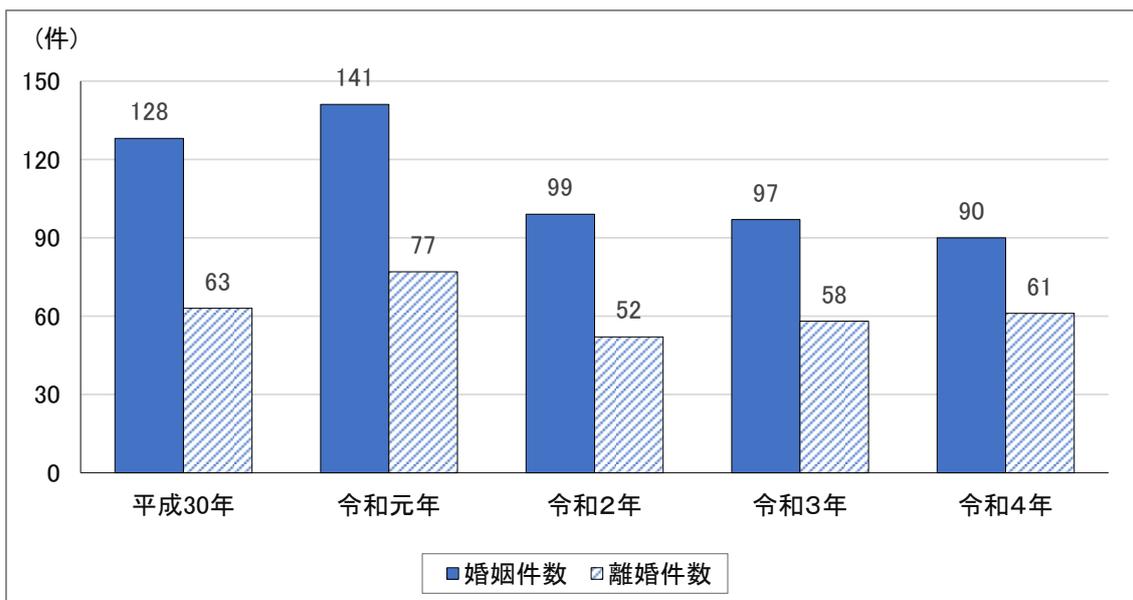


資料：三重県「三重県の人口動態」

(5) 婚姻件数、離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、令和2年に99件と大幅に減少し、その後も減少傾向で推移し、令和4年には90件となっています。また、離婚件数は令和2年に52件と減少となりましたが、令和4年には61件とやや増加しています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】



資料：三重県「三重県の人口動態」

(6) 児童数の推移

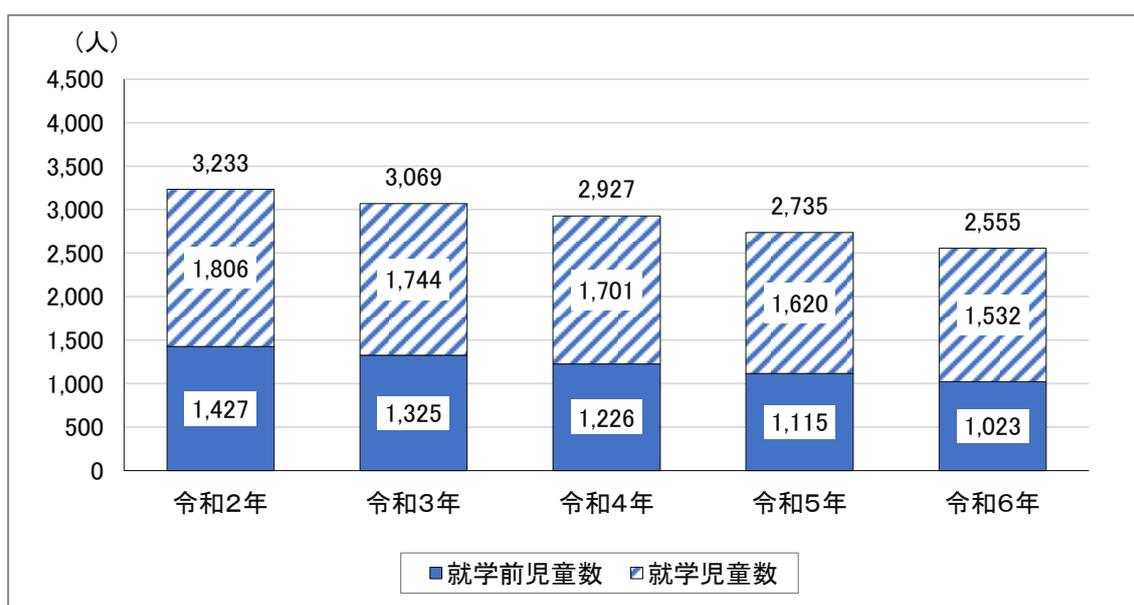
就学前児童数は減少傾向となっており、令和6年には令和2年と比べ、28.3%の減少となっています。就学児童数も年々減少しており、令和6年には令和2年と比べ、15.2%の減少となっています。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	199	174	167	142	123
1歳	210	204	174	165	149
2歳	226	211	206	173	173
3歳	252	221	211	210	168
4歳	256	256	218	210	202
5歳	284	259	250	215	208
小計	1,427	1,325	1,226	1,115	1,023
6歳	288	283	257	250	215
7歳	251	287	283	255	253
8歳	301	253	289	278	251
9歳	325	301	247	289	280
10歳	298	324	305	245	289
11歳	343	296	320	303	244
小計	1,806	1,744	1,701	1,620	1,532
合計	3,233	3,069	2,927	2,735	2,555
総人口に占める 0～11歳の割合	6.6%	6.4%	6.2%	6.0%	5.7%

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

【児童数の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(7) 児童人口の推計

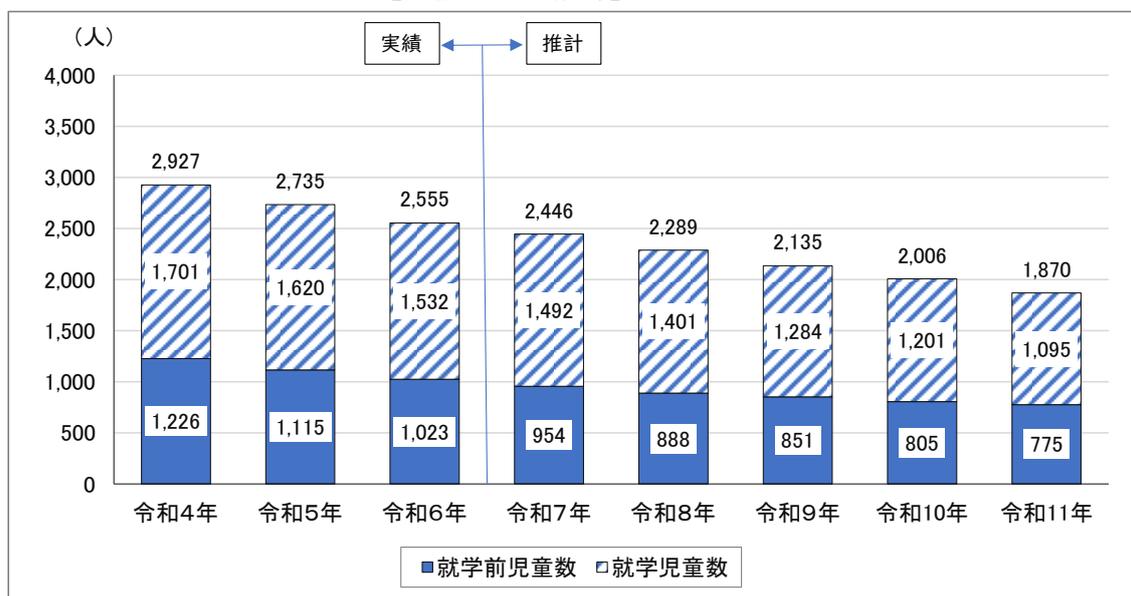
男女別1歳ごとの児童人口(住民基本台帳)に基づいて、令和7年から令和11年の計画年の児童人口をコーホート変化率法により推計しました。

その結果によると、令和7年以降の0~11歳児人口の合計は、減少傾向で推移していくと予測されており、令和2年と令和11年を比較すると1,363人の減少が見込まれます。

(単位：人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	140	134	128	122	117
1歳	125	142	136	130	124
2歳	151	127	144	138	132
3歳	172	150	126	143	137
4歳	166	170	148	125	141
5歳	200	165	169	147	124
小計	954	888	851	805	775
6歳	208	200	165	169	147
7歳	215	208	200	165	169
8歳	252	214	207	199	164
9歳	250	251	213	206	198
10歳	280	250	251	213	206
11歳	287	278	248	249	211
小計	1,492	1,401	1,284	1,201	1,095
合計	2,446	2,289	2,135	2,006	1,870
総人口に占める 0~11歳の割合	5.6%	5.4%	5.1%	4.9%	4.7%

【児童人口の推計】

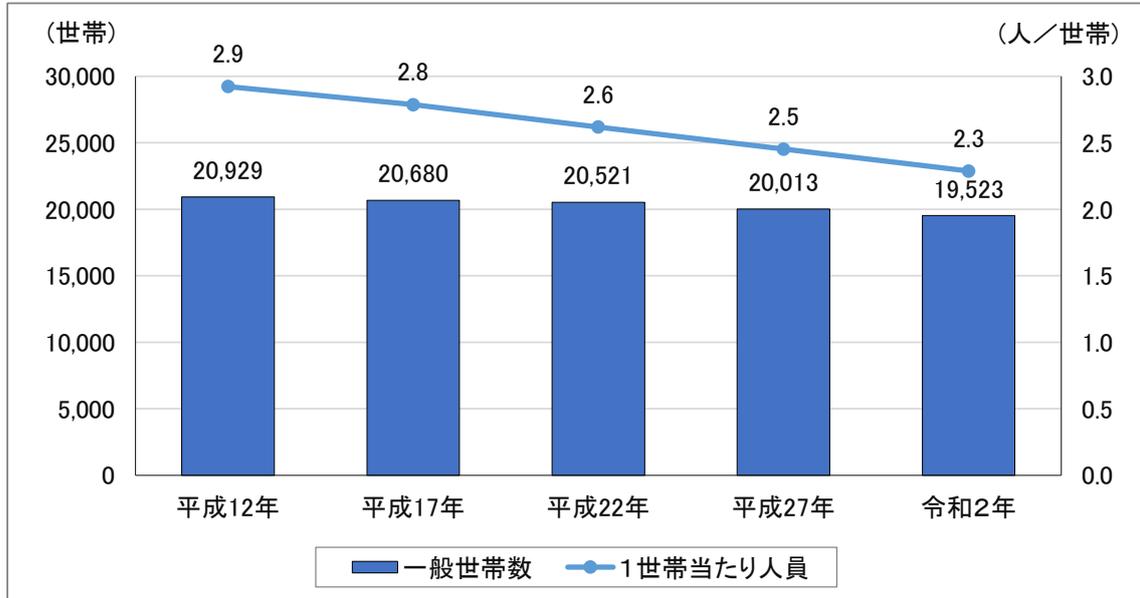


2 子育て支援の状況

(1) 世帯数の推移

本市の一般世帯数は、平成12年の 20,929 世帯をピークに減少傾向にあり、令和2年には、19,523 世帯となっています。

【世帯数の推移】

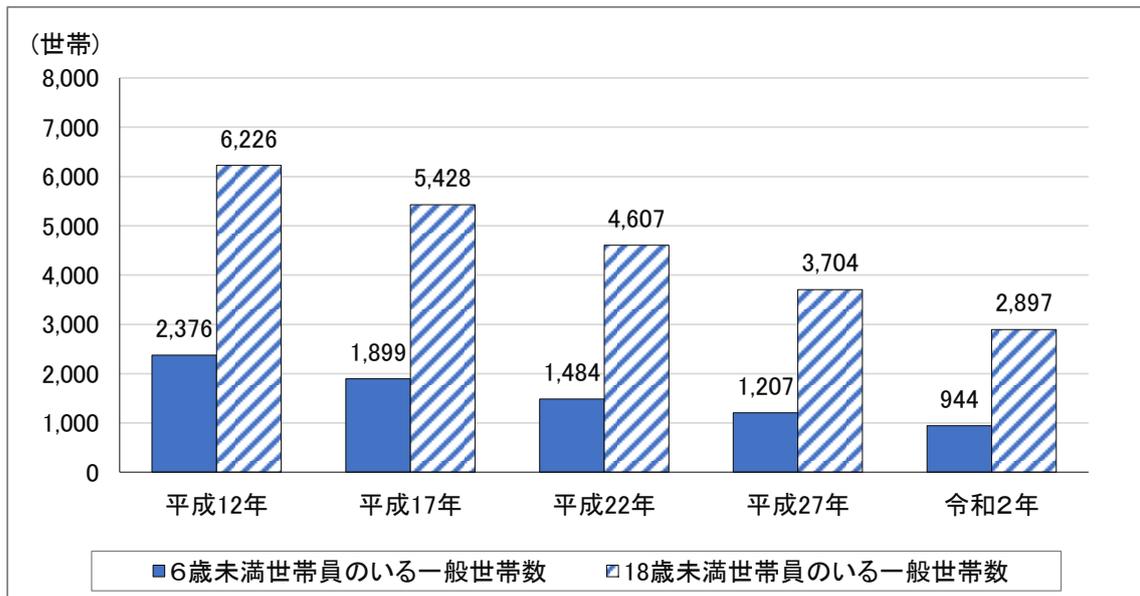


資料：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日)

(2) 子どものいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どものいる一般世帯数、18歳未満の子どものいる一般世帯数は、ともに年々減少しています。平成12年と比べ令和2年には、6歳未満の子どものいる世帯数は 60.3%減少して 944 人、18歳未満の子どものいる世帯数は 53.5%減少して 2,897 人となっています。

【子どものいる世帯の状況】



資料：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日)

3 保育・教育施設の利用

(1) 保育施設の利用状況

本市には保育所(園)が6施設、認定こども園が5施設の全体で11施設あり、令和6年4月1日現在、1,054人の児童が保育所(園)・認定こども園へ通っています。志摩市の保育施設全体として見ると、入所率は65.0%となっており、定員数に余裕のある運営状況となっています。

(単位：人)

施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
鶉方保育所	135	93	68.9%
立神保育所	70	39	55.7%
安乗保育所	80	14	17.5%
ひまわり保育所	120	43	35.8%
浜島こども園	40	20	50.0%
大王こども園	90	62	68.9%
志摩こども園	150	103	68.7%
磯部こども園	90	53	58.9%
私立しまの杜こども園	119	112	94.1%
私立えがお志摩保育園	90	80	88.9%
私立しまの杜保育園	70	66	94.3%
合計	1,054	685	65.0%

※しまの杜神明幼稚園が令和4年4月にしまの杜こども園へ移行

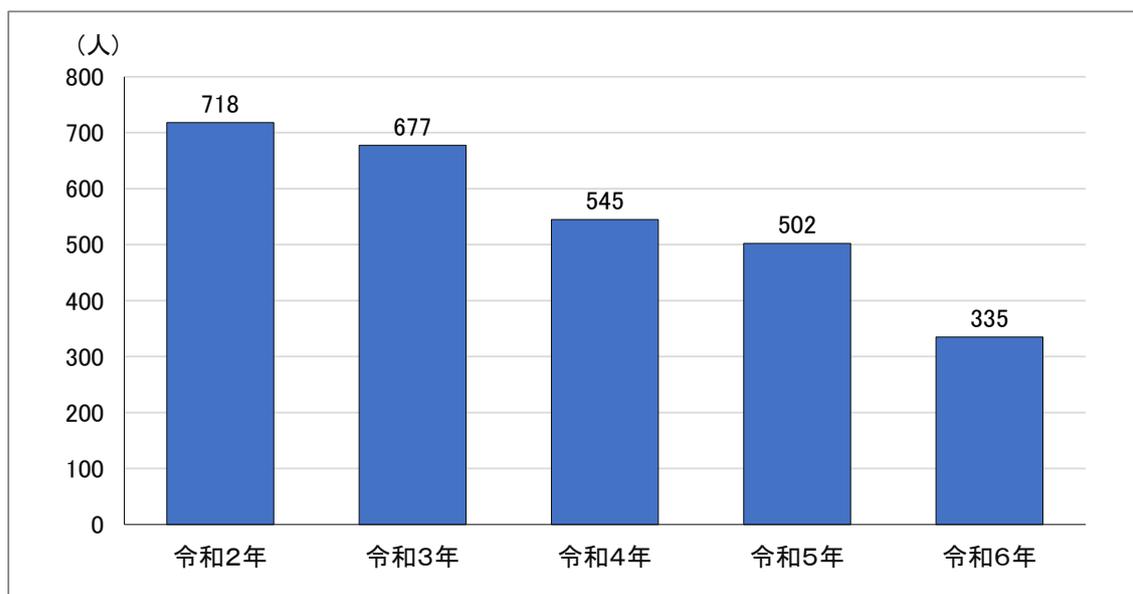
※浜島、大王、志摩、磯部保育所が令和6年4月1日からこども園へ移行

資料：こども家庭課(令和6年4月1日現在)

(2) 保育所の利用者数の推移

保育所の利用者数は減少傾向にあり、令和6年には335人となっています。

【保育所の利用者数の推移】



資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

保育所利用者の年齢構成は下表のようになっています。

(単位:人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
公立及び私立 の認可保育所	0歳	19	15	14	8	4
	1歳	125	119	92	88	51
	2歳	172	166	140	115	72
	3歳	226	201	158	164	87
	4歳	88	87	68	58	67
	5歳	88	89	73	69	54
	計	718	677	545	502	335

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

(3) 障がい児保育の状況

集団保育が可能で心身に障がいのある児童を、保育所生活を通して、発達促進と生活習慣の自立を支援するとともに、障がい児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を送れるよう支援しています。令和6年度に加配保育士を必要とする児童数は11人となっています。

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
加配保育士を必要とする児童数	26	17	10	6	11
加配保育士数	17	13	9	5	10

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

(4) 幼稚園の利用状況

本市には幼稚園は1施設があり、令和6年4月1日現在は、112人の児童が幼稚園へ通っています。入所率は43.1%となっており、定員数に十分余裕のある運営状況となっています。

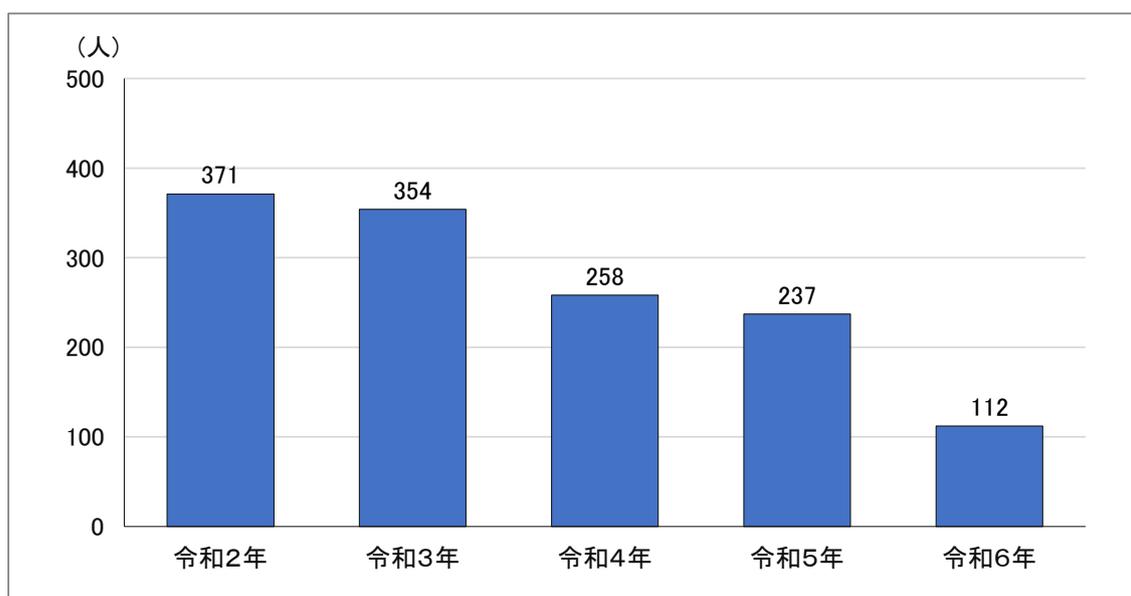
施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
鶉方幼稚園	260	112	43.1%
合計	260	112	43.1%

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

(5) 幼稚園の利用者数の推移

近年の幼稚園利用者数は減少傾向で推移しており、令和6年には112人となっています。

【幼稚園の利用者数の推移】



※浜島、大王、志摩、磯部幼稚園が令和6年4月1日からこども園へ移行

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

幼稚園利用者の年齢構成は下表のようになっています。

(単位:人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園	3歳	13	13	12	9	9
	4歳	166	164	114	117	47
	5歳	192	168	133	111	56
	計	371	345	259	237	112

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

(6) 幼稚園における障がい児保育の状況

集団生活を送る上で、介助が必要と認められた、心身に障がいがある園児に介助員を配置し、園児が安全・安心に集団生活を送れるよう支援しています。令和6年度の介助員を必要とする園児数は0人となっています。

(単位:人)

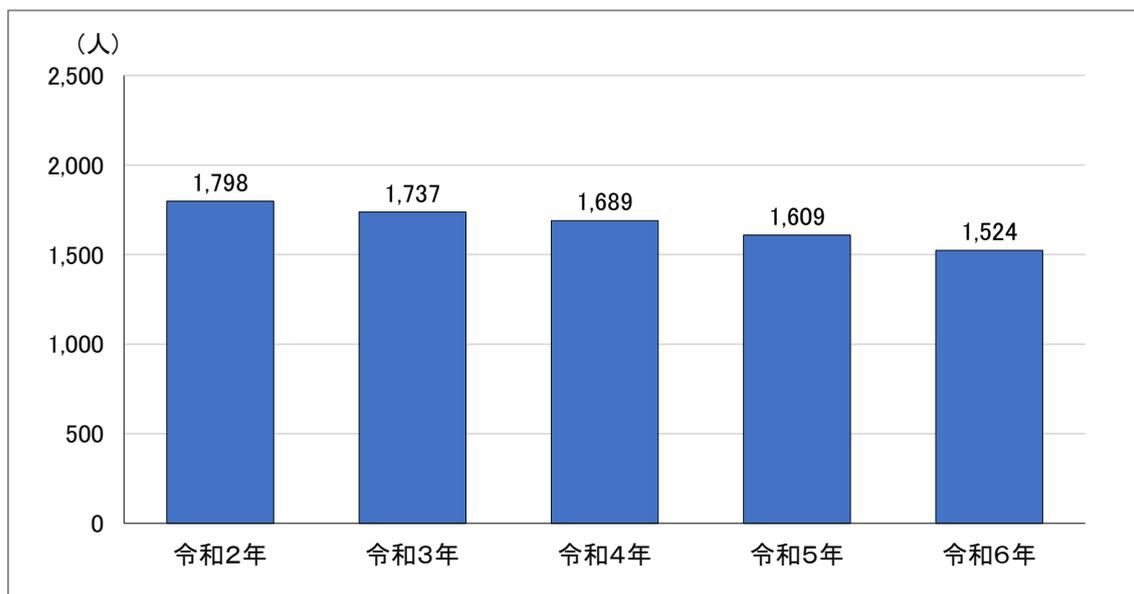
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
介助員を必要とする園児数(人)	16	10	6	2	0
介助員数(人)	10	8	6	1	0

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

(7) 小学生児童数の推移

小学生児童数は減少傾向で推移しています。令和6年の児童数は、令和2年と比べ15.2%減少し1,524人となっています。

【小学生児童数の推移】



資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

小学校の児童構成は下表のようになっています。

(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1年	282	273	249	245	211
2年	242	280	268	248	245
3年	297	242	281	264	245
4年	316	294	235	279	266
5年	282	313	296	233	281
6年	329	281	311	295	231
特別支援学級児童数	50	54	49	45	45
計	1,798	1,737	1,689	1,609	1,524

※小学校の児童構成の推移については、1~6年の数は、「特別支援学級在籍の人数」を除いた、「通常学級籍の児童の人数」で計上

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

本市の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

市として現在実施していない事業、また新規事業に関しては、今後の市の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①延長保育事業	実人数	90	6	24	14	16
②子育て短期支援事業	延べ利用者数	3	6	1	2	2
③放課後児童健全育成事業	実人数	343	375	365	411	411
④地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	6,870	4,675	7,246	6,424	6,424
⑤一時預かり事業業 (幼稚園型)	延べ利用者数	44,541	41,958	29,160	24,057	9,516
⑤一時預かり事業業 (幼稚園型以外)	延べ利用者数	375	223	303	285	300
⑥病児・病後児保育事業	延べ利用者数	127	165	102	145	360
⑦子育て援助活動支援事業	延べ利用者数	176	288	207	242	400
⑧利用者支援事業	か所数	1	1	1	1	1
⑨妊婦健康診査	実人数	287	262	217	217	220
⑩乳児家庭全戸訪問事業	延べ利用者数	174	159	162	133	130
⑪養育支援訪問事業	延べ利用者数	0	0	0	0	0

※⑤一時預かり事業業については、(幼稚園型)と(幼稚園型以外)にわけて表にしています。

資料:こども家庭課(各年4月1日現在)

5 ニーズ調査結果等の概要

(1) アンケート調査の目的について

「第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画(2025年度～2029年度)」を策定するに当たり、市民の方の教育・保育・子育て支援に関する事業の利用状況や今後の利用希望等を把握するための基礎資料として実施しました。

(2) 調査設計

- 調査地域：志摩市内
- 調査対象：就学前児童調査市内に在住の未就学児童の保護者 899人
小学生児童調査市内に在住の小学生の保護者 1,000人
- 有効回収数：就学前児童調査 550人 (Web回答 342)
小学生児童調査 588人 (Web回答 355)
- 有効回収率：就学前児童調査 61.2% (Web回答 38.0%)
小学生児童調査 58.8% (Web回答 35.5%)

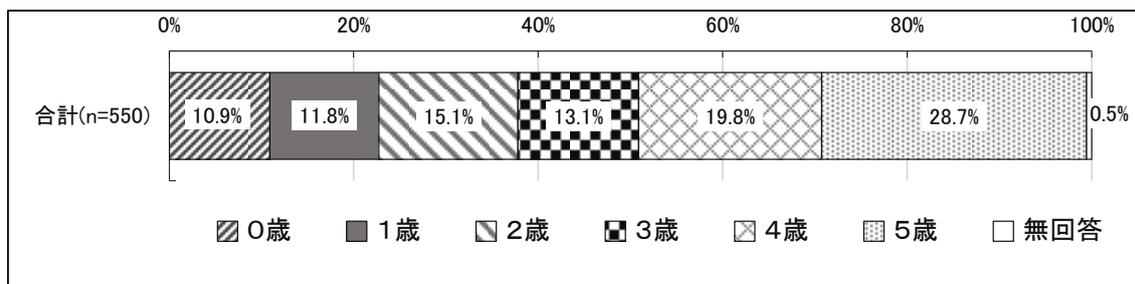
- 調査方法：郵送による配布・回収及びWEB回答
- 調査時期：令和6年1月
- 数値等の基本的な取扱い：
 - ・グラフの表記に(n)が出てきますが該当する質問に対する回答者数のことです。
 - ・グラフの選択肢については、表記のため、文字を省略している場合があります。

【就学前児童調査】

(1) 子どもとご家族の状況

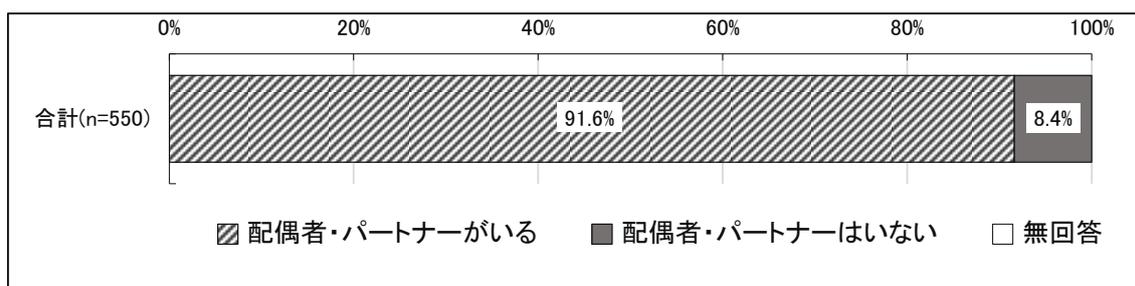
■お子さんの年齢

「5歳」の割合が28.7%と最も高く、次いで「4歳」が19.8%、「2歳」の割合が15.1%となっています。



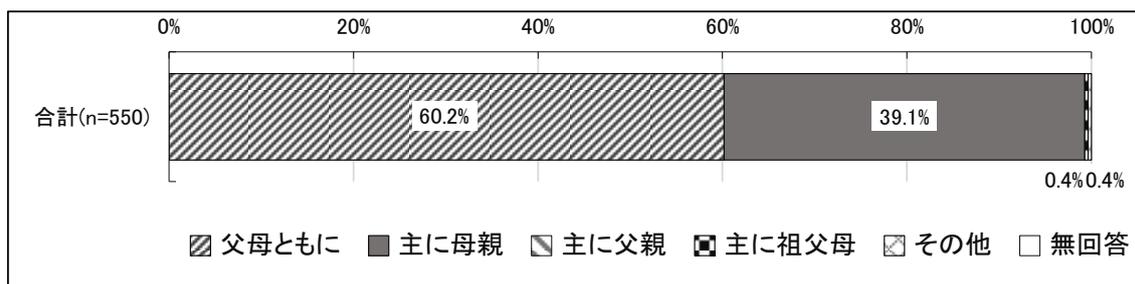
■調査票にご回答いただいている方の配偶関係

「配偶者・パートナーがいる」の割合が91.6%、「配偶者・パートナーはいない」の割合が8.4%となっています。



■子育て(教育を含む)を主に行っている方

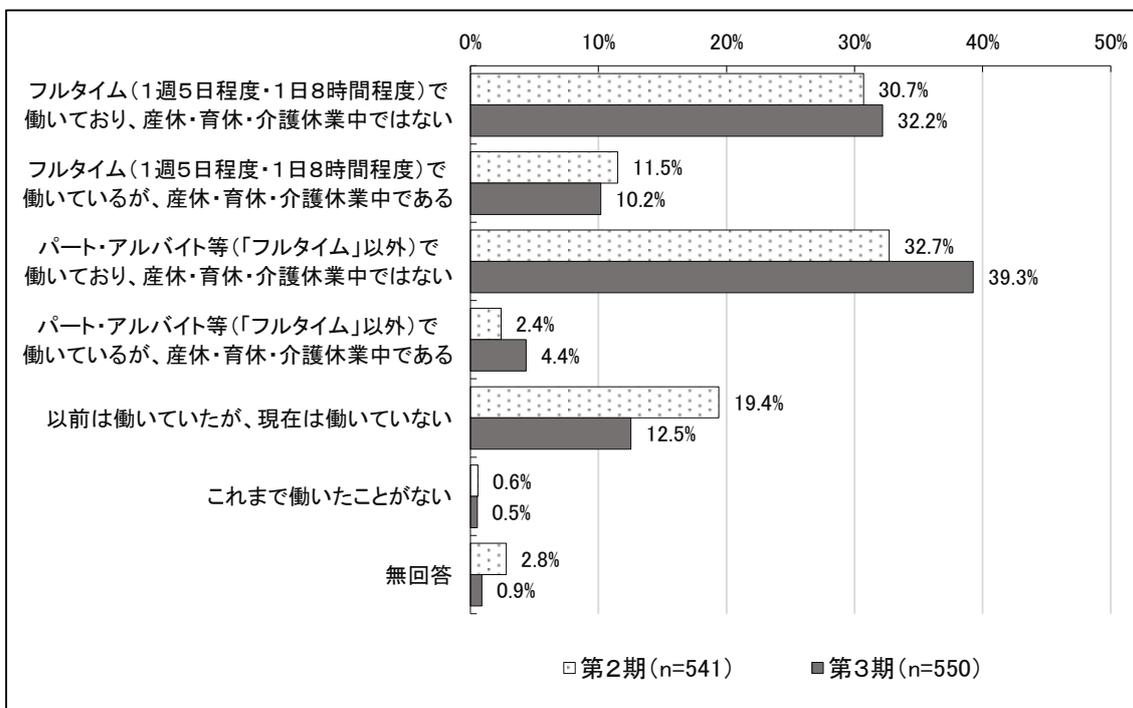
「父母ともに」の割合が60.2%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が39.1%となっています。



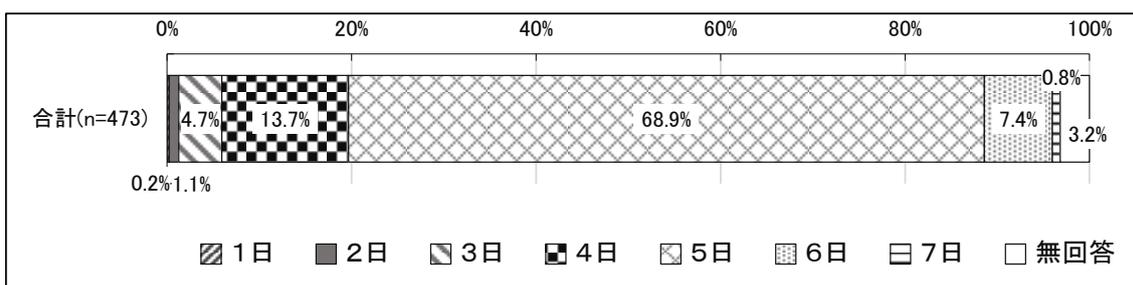
(2) 保護者の働いている状況について

■就学前の児童を持つ母親の現在の就労状況

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 39.3%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 32.2%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が 12.5%となっています。



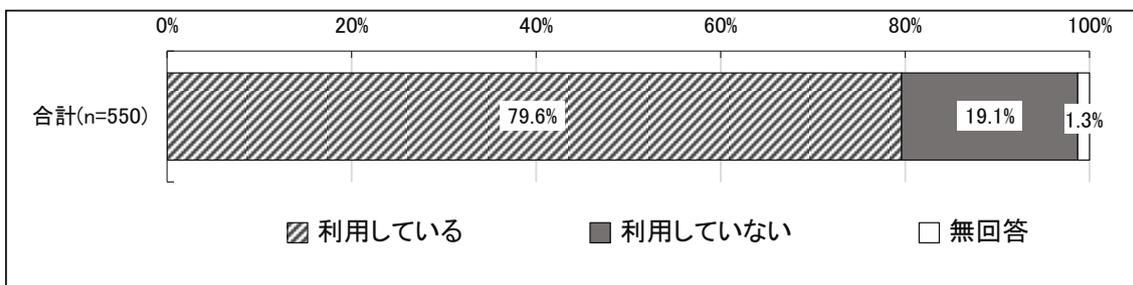
1週当たりの就労日数については、「5日」の割合が 68.9%と最も高く、次いで「4日」の割合が 13.7%となっています。



(3) 平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況

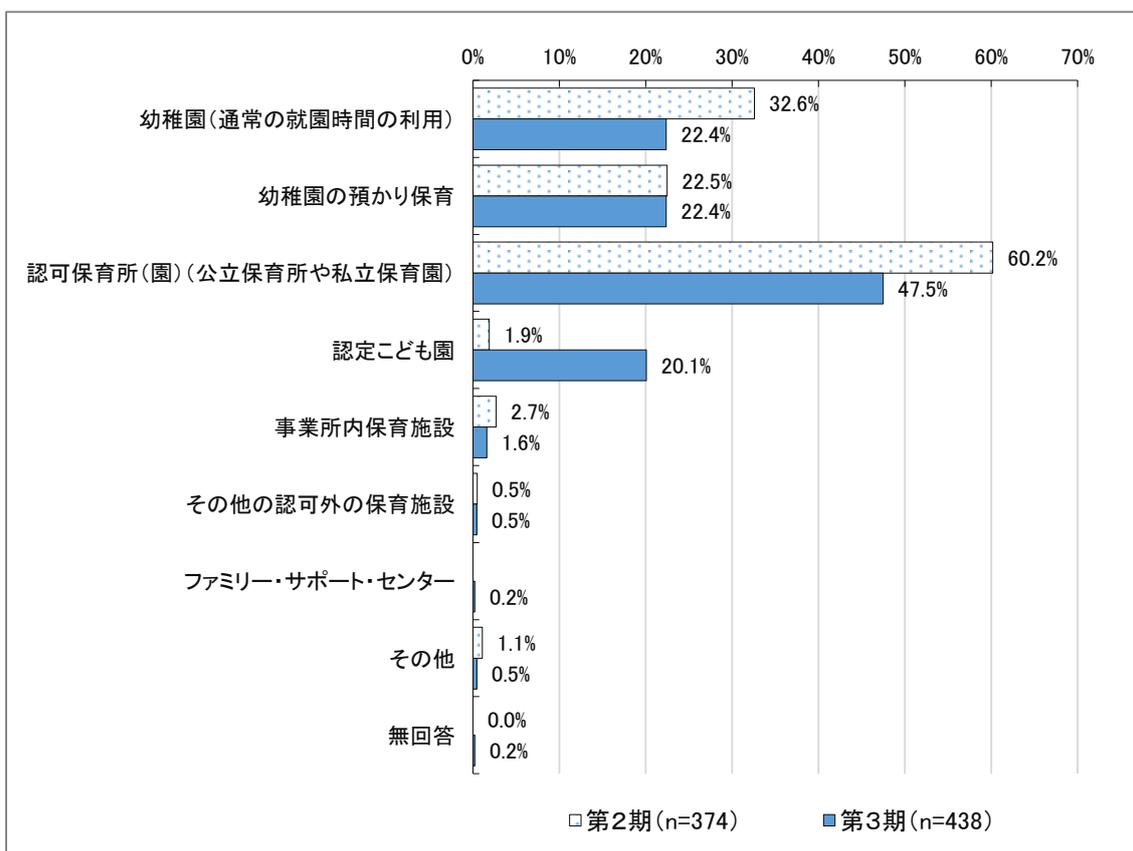
■現在、幼稚園、保育所(園)、認定こども園などの「定期的な教育・保育の事業」の利用状況

「利用している」の割合が79.6%、「利用していない」の割合が19.1%となっています。



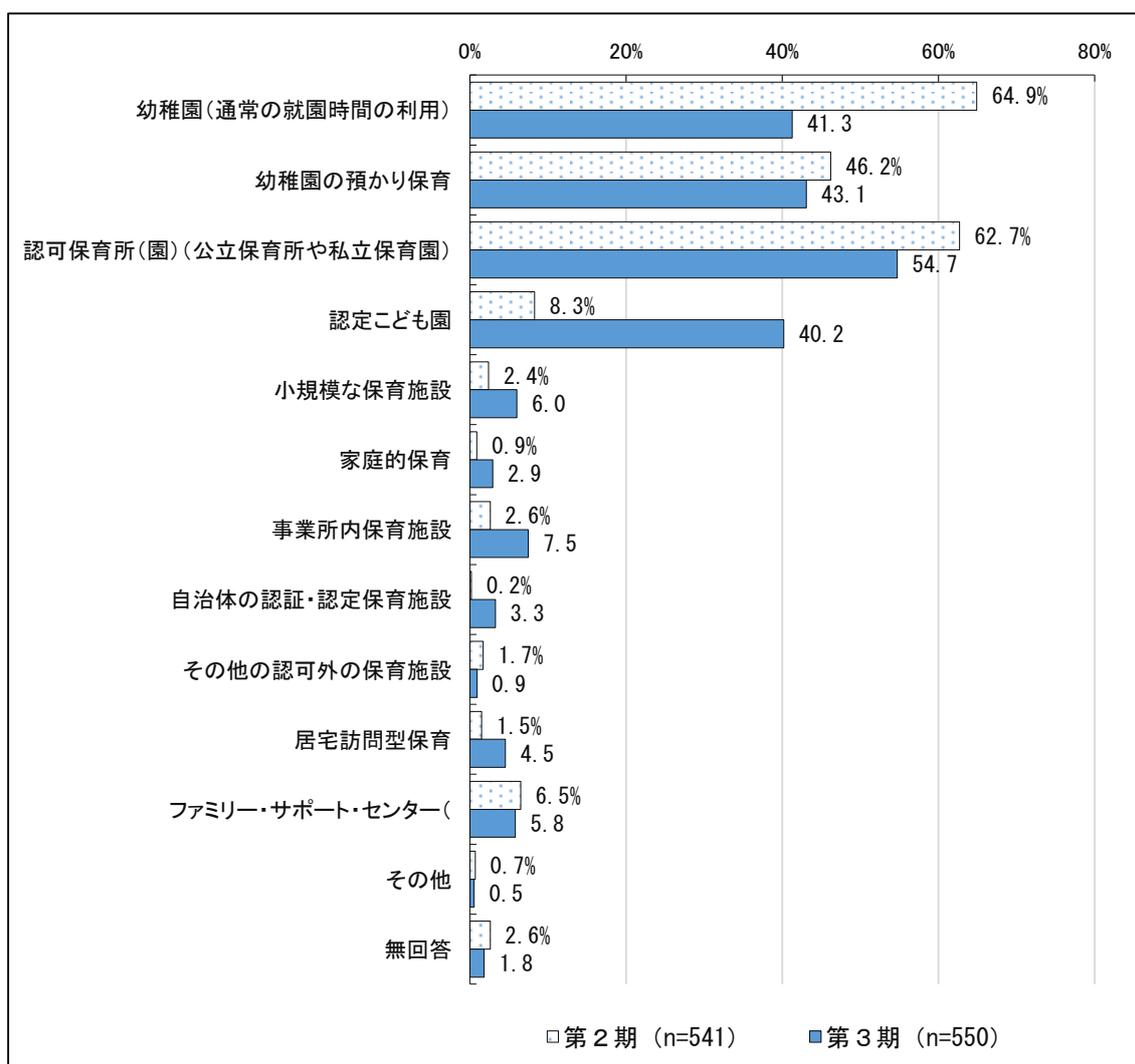
■平日、利用している「定期的な教育・保育事業」

「認可保育所(園)」の割合が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が22.4%となっています。



■今後利用したい平日の「定期的な教育・保育事業」

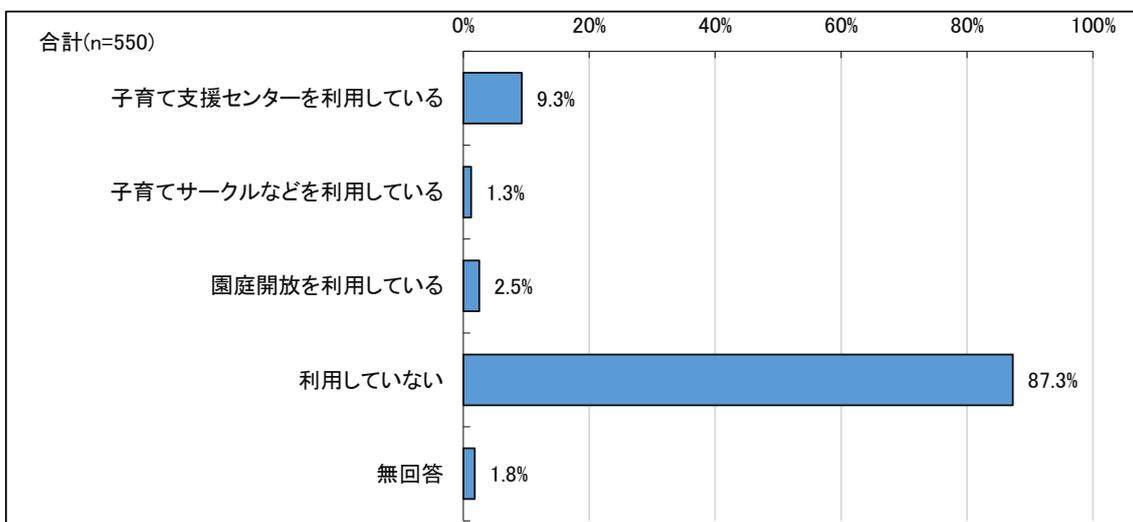
「認可保育所(園)」の割合が 54.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が 43.1%、「幼稚園」の割合が 41.3%となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況

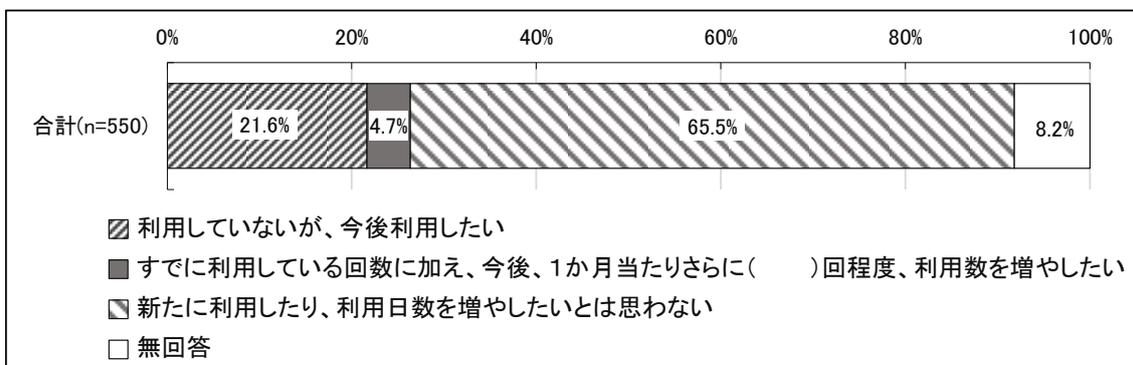
■現在の地域の子育て支援事業の利用状況

「利用していない」の割合が 87.3%と最も高く、次いで「子育て支援センターを利用している」の割合が 9.3%となっています。



■地域子育て支援拠点事業の今後新たな利用希望、または利用数の増加希望

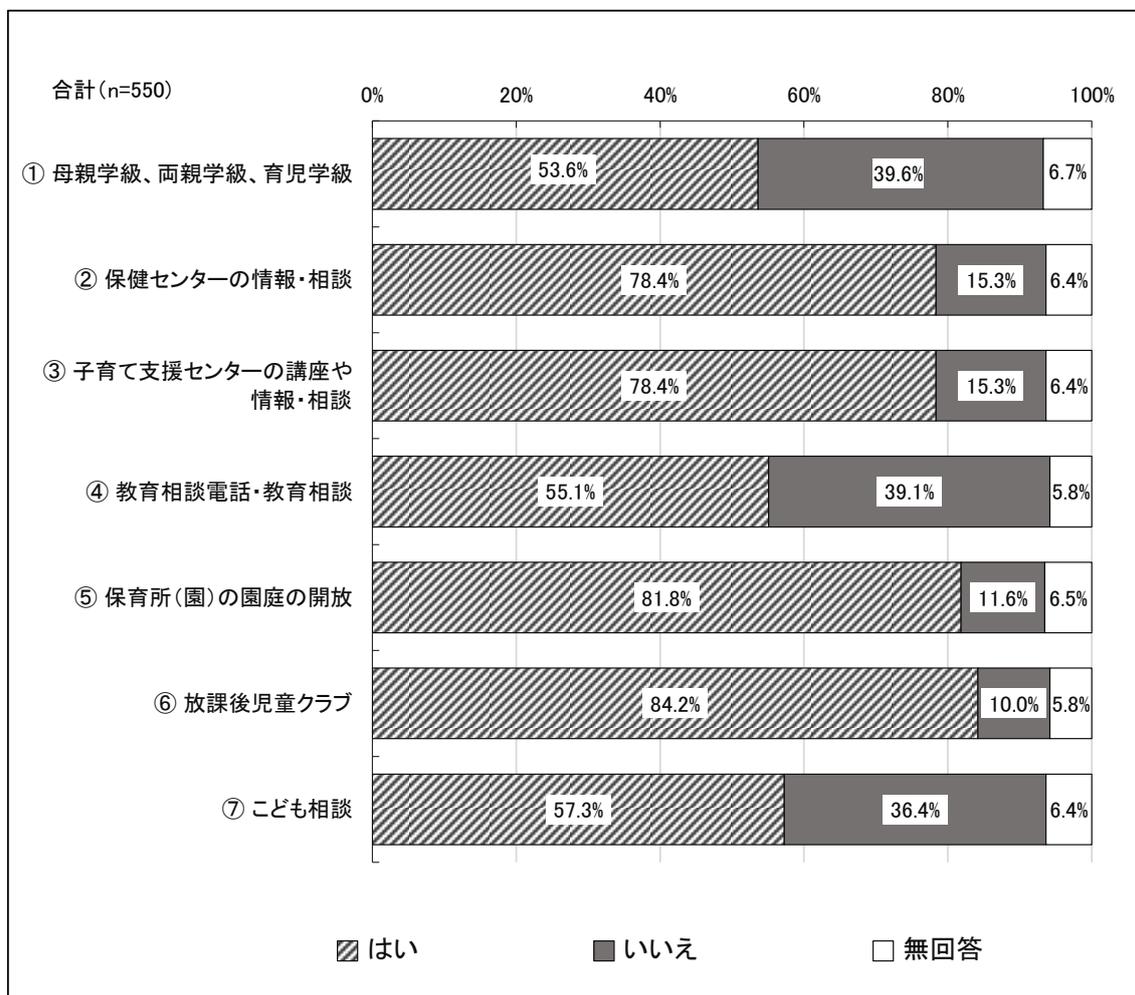
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が 65.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が 21.6%となっています。



■サービスへの認識と利用状況

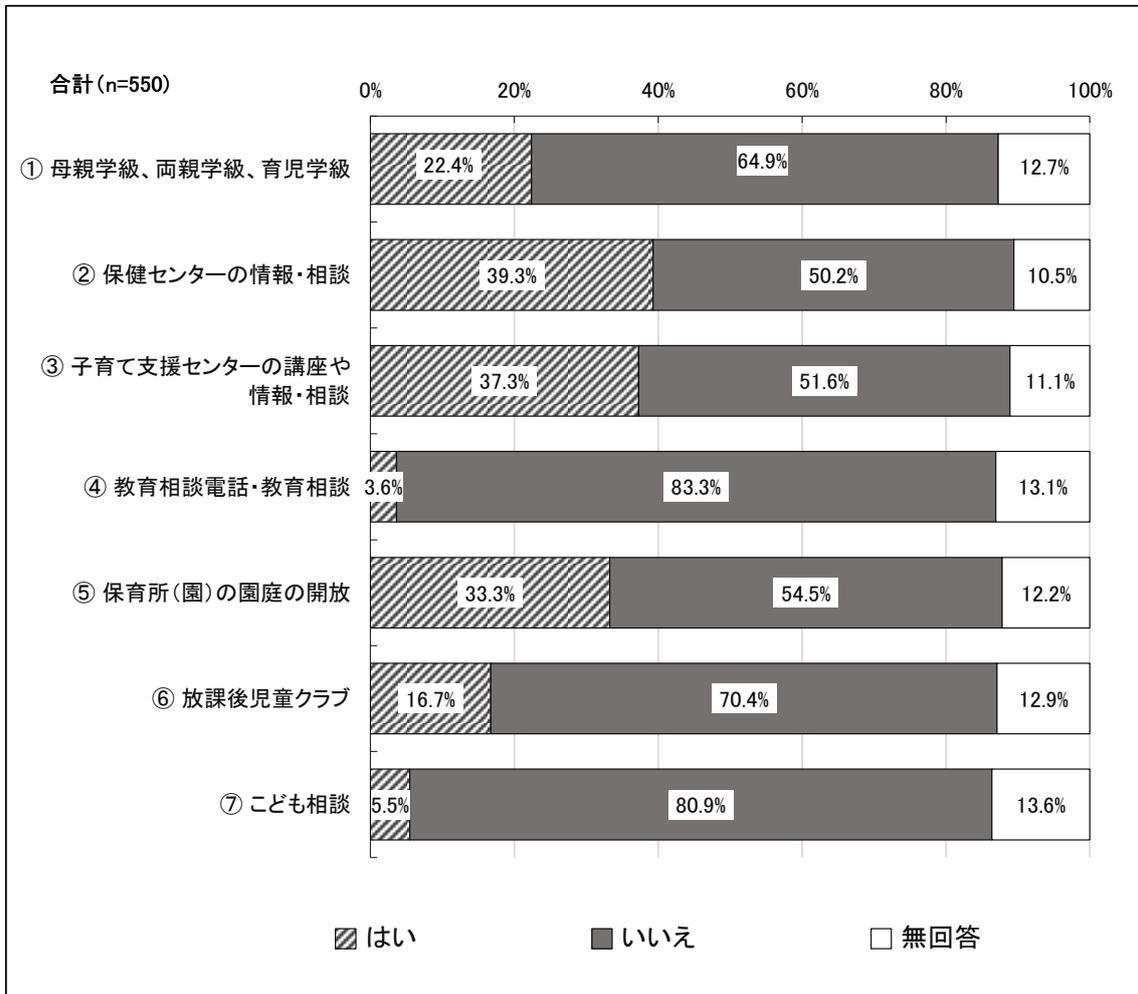
A. 知っている

「②保健センターの情報・相談」、「③子育て支援センターの講座や情報・相談」、「⑤保育所(園)の園庭の開放」、「⑥放課後児童クラブ」で「はい」の割合が高く、特に「⑤保育所(園)の園庭の開放」、「⑥放課後児童クラブ」では8割を超えています。



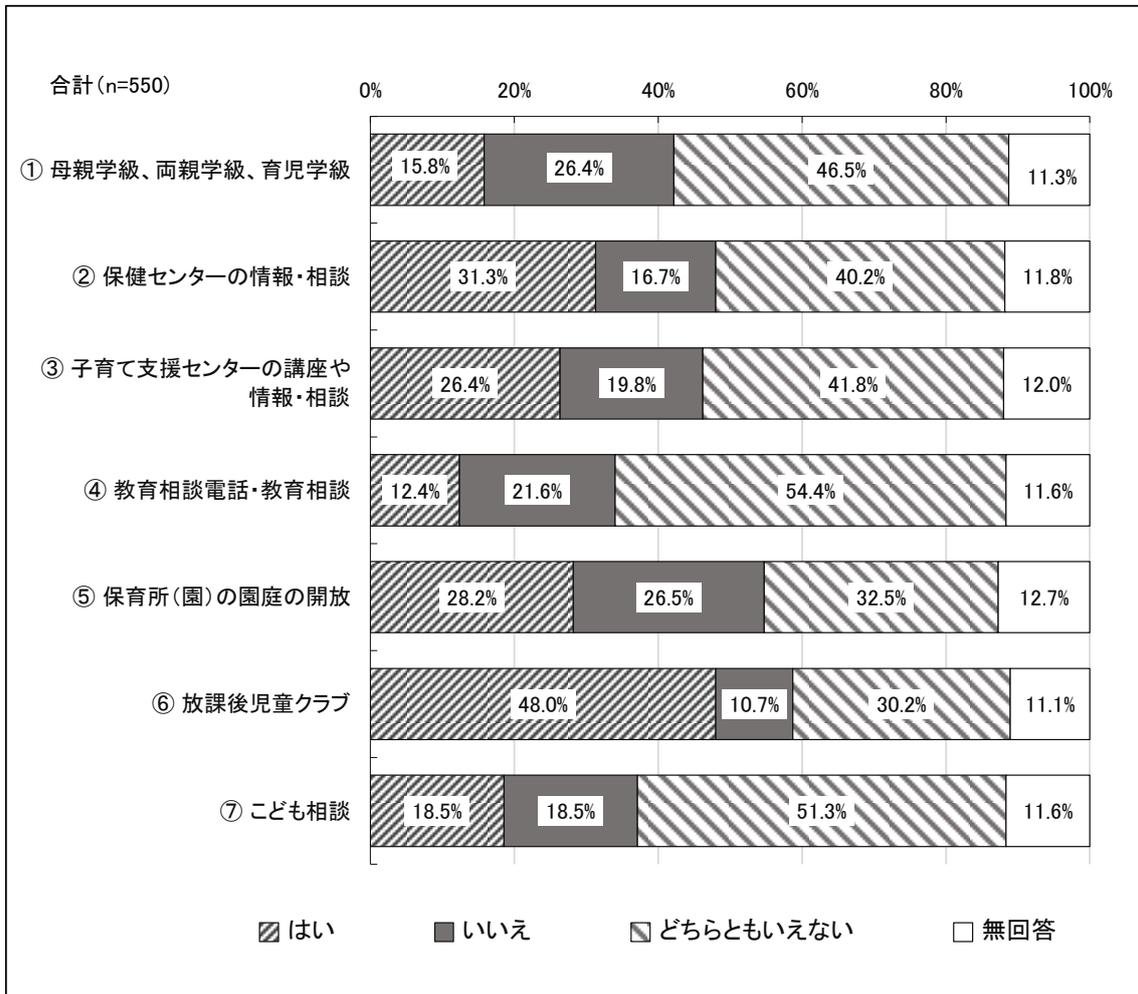
B. 利用したことがある

「②保健センターの情報・相談」、「③子育て支援センターの講座や情報・相談」で「はい」の割合が高く、約4割となっています。



C. 今後、利用したい

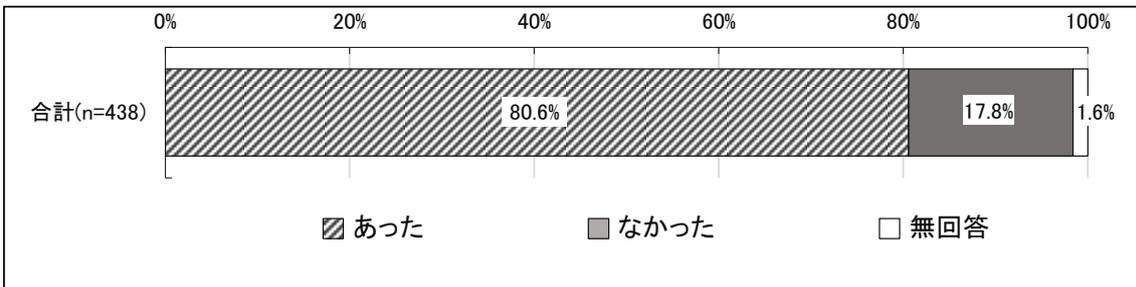
「②保健センターの情報・相談」、「⑤保育所(園)の園庭の開放」、「⑥放課後児童クラブ」で「はい」の割合が高く、「⑥放課後児童クラブ」では約5割となっています。



(5) 子どもの病気の際の対応

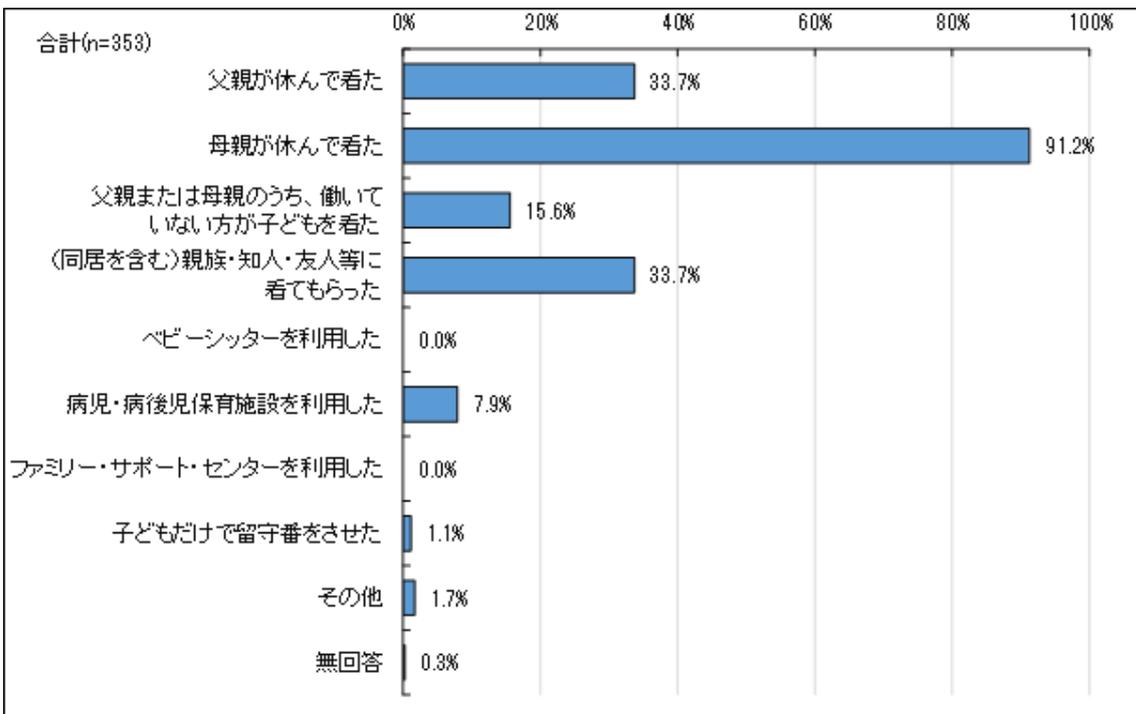
■お子さんの病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無

「あった」の割合が80.6%、「なかった」の割合が17.8%となっています。



■お子さんが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法

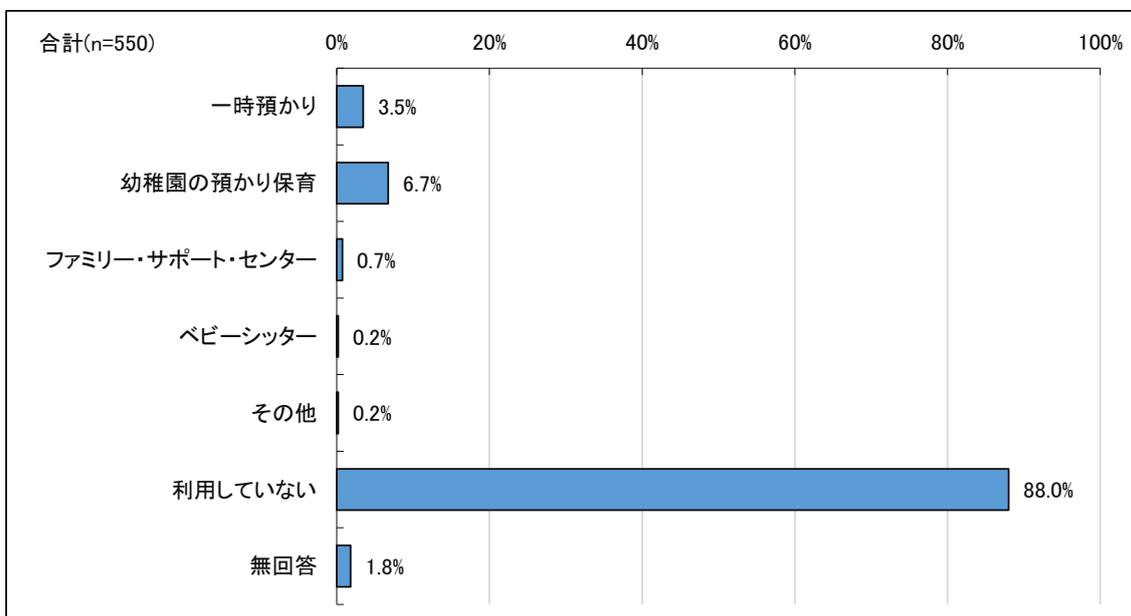
「母親が休んで見た」の割合が91.2%と最も高く、次いで「父親が休んで見た」「(同居を含む)親族・知人・友人等に看てもらった」の割合が33.7%となっています。



(6) 不定期的な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

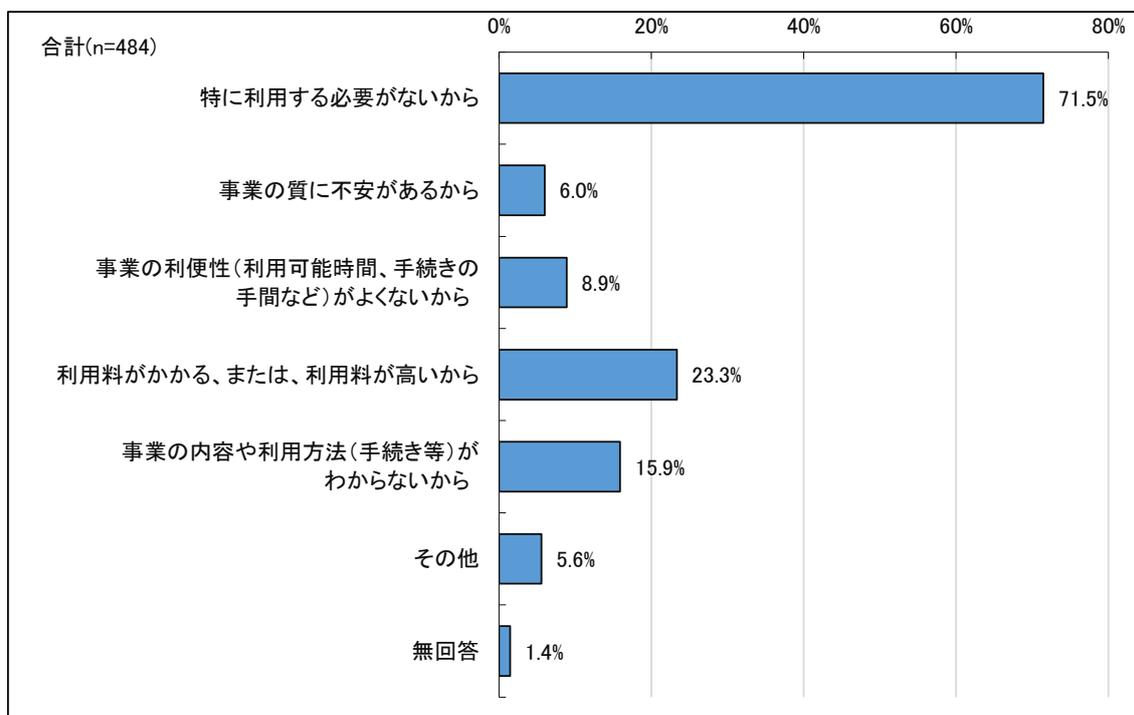
■不定期的に利用している事業

「利用していない」の割合が88.0%と最も高くなっています。



■一時預かり事業を利用していない理由

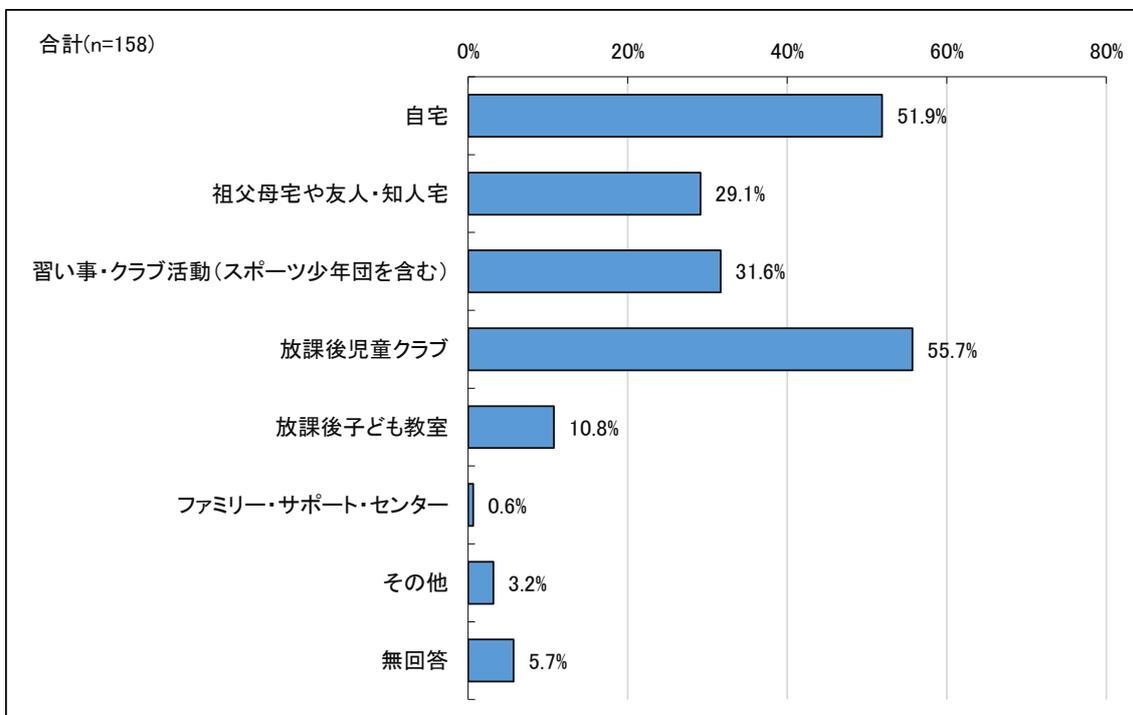
「特に利用する必要がないから」の割合が71.5%と最も高く、次いで「利用料がかかる、または、利用料が高いから」の割合が23.3%、「事業の内容や利用方法(手続き等)がわからないから」の割合が15.9%となっています。



(7) 学校就学後の放課後の過ごし方

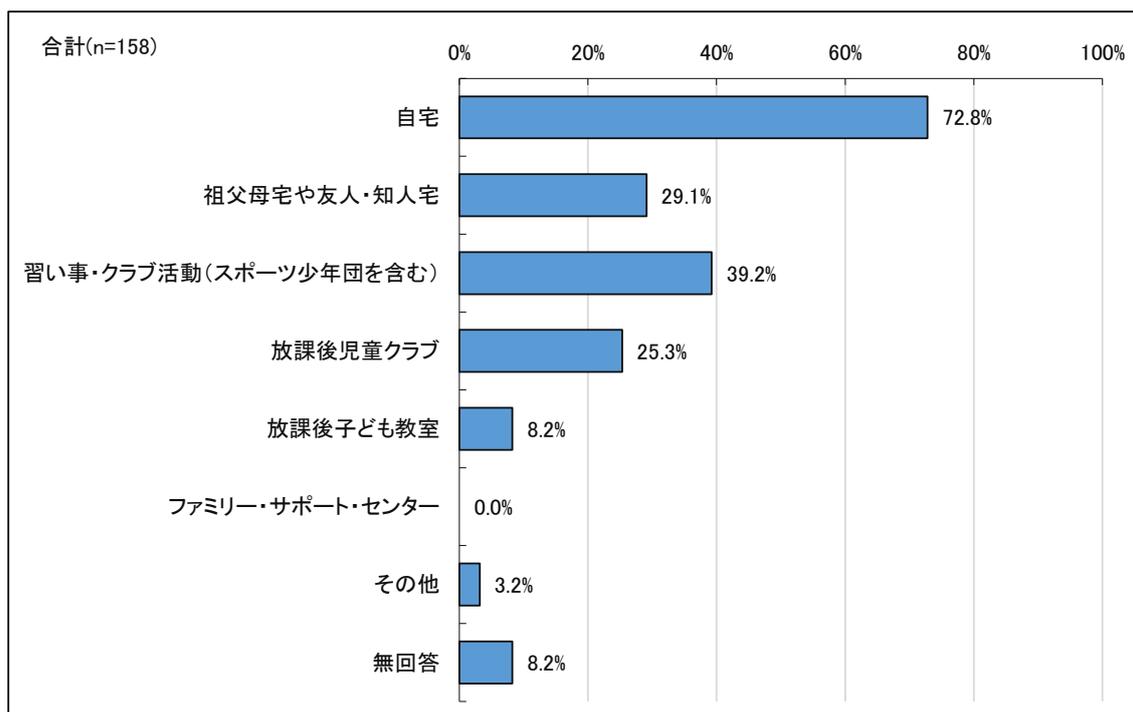
■小学校低学年時の放課後の時間を過ごす場所の希望

「放課後児童クラブ」の割合が 55.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が 51.9%、「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」の割合が 31.6%となっています。



■小学校高学年時の放課後の時間を過ごす場所希望

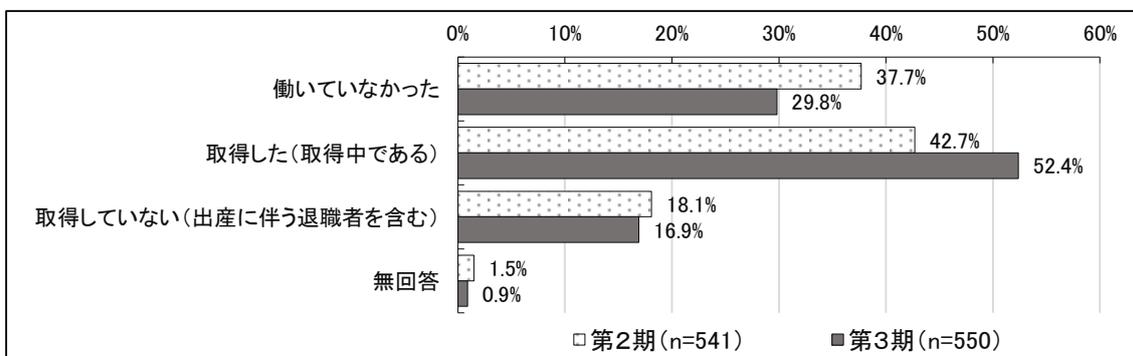
「自宅」の割合が 72.8%と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」の割合が 39.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 29.1%となっています。



(8) 子育てと職場の両立支援制度など

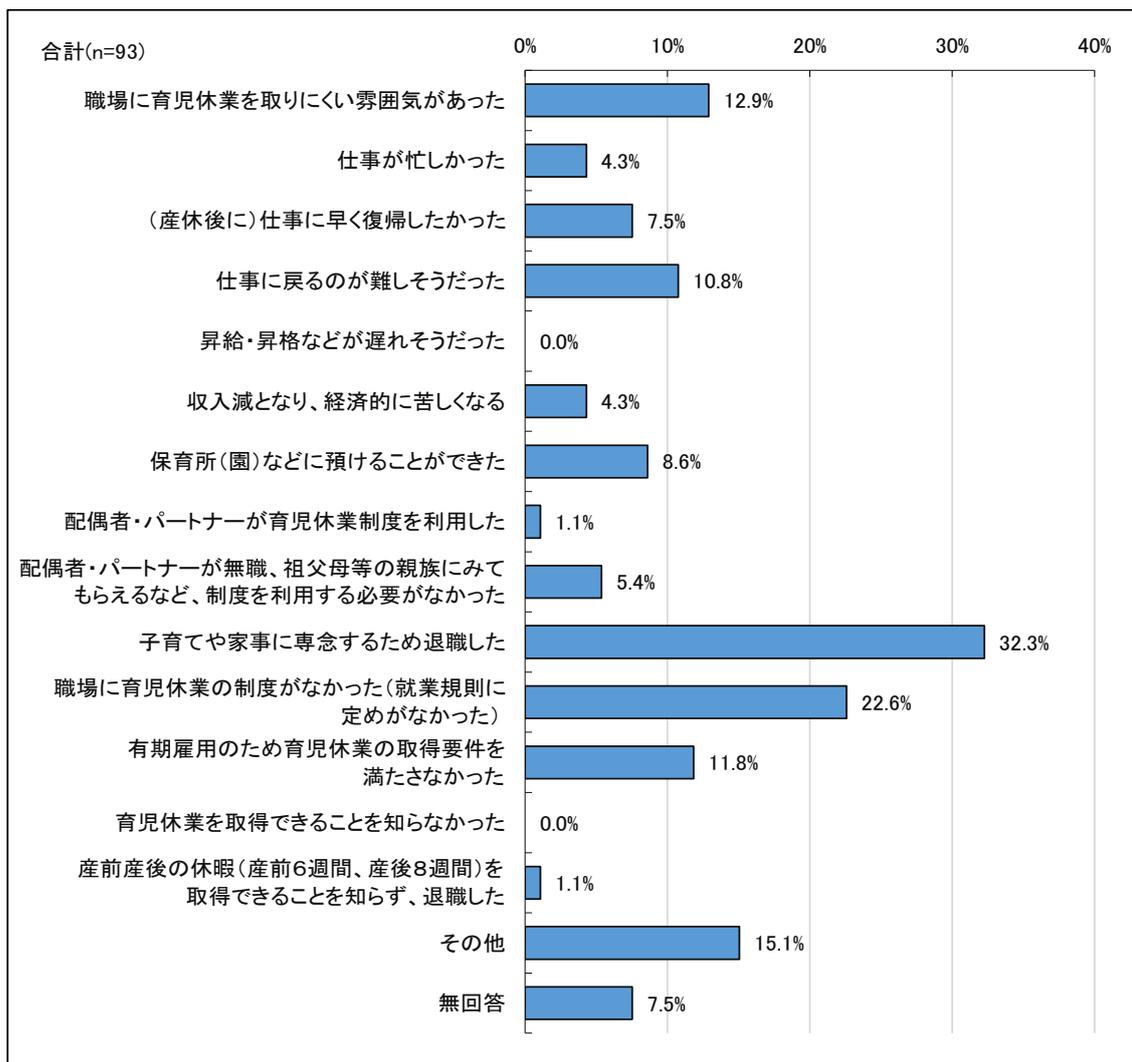
■ 育児休業の取得の有無(母親)

「取得した(取得中である)」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 29.8%、「取得していない(出産に伴う退職者を含む)」の割合が 16.9%となっています。



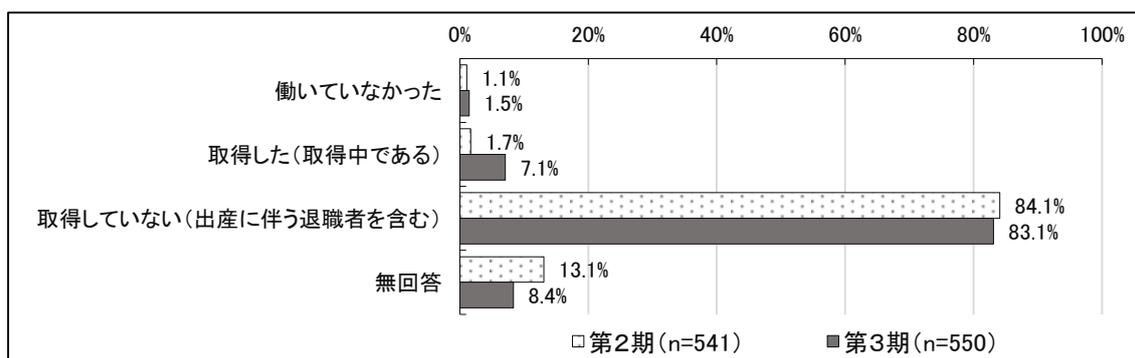
■ 育児休業を取得しなかった理由(母親)

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 32.3%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」の割合が 22.6%、「その他」の割合が 15.1%となっています。



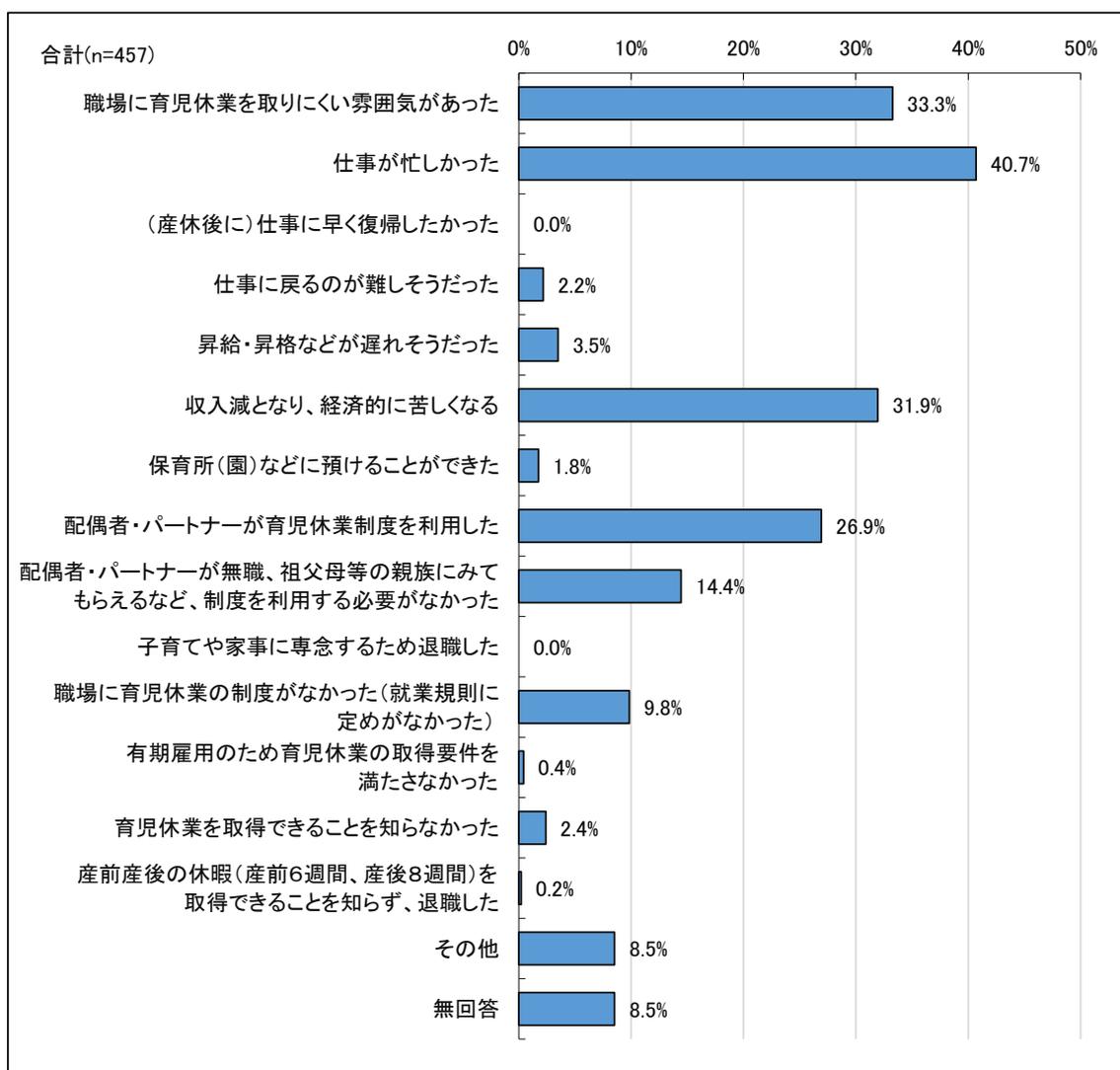
■ 育児休業の取得の有無（父親）

「取得していない」の割合が 83.1%と最も高くなっています。



■ 育児休業を取得しなかった理由（父親）

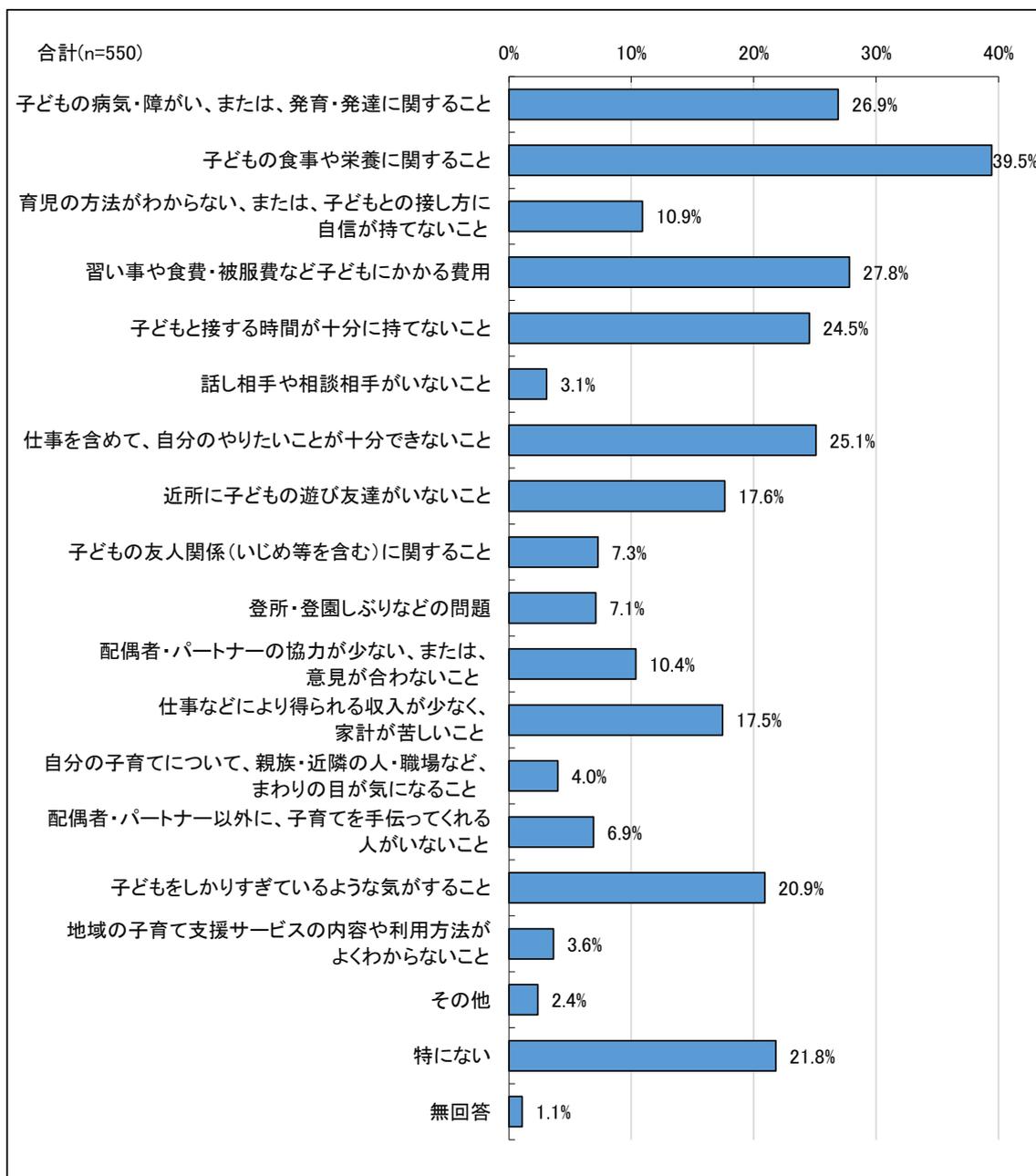
「仕事が忙しかった」の割合が 40.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が 33.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が 31.9%となっています。



(9) 子育ての悩みや気になることなど

■子育てについて、日頃悩んでいることや気になること

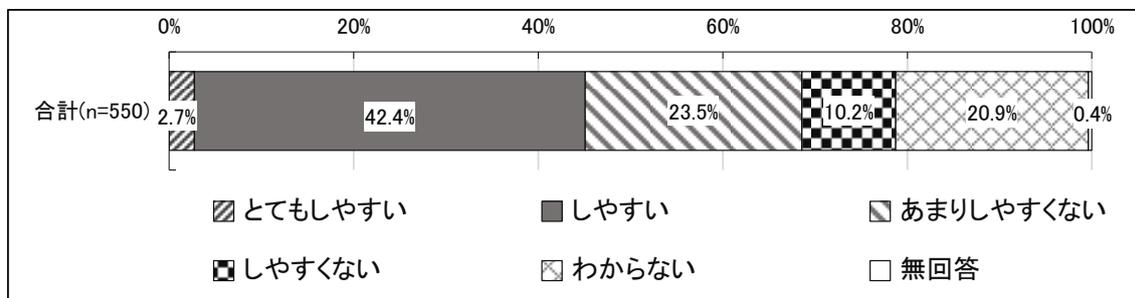
「子どもの食事や栄養に関すること」の割合が39.5%と最も高く、次いで「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」の割合が26.9%、「習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用」の割合が27.8%となっています。



(10) 本市の子育て施策全般

■本市における子育てのしやすさ

「しやすい」の割合が42.4%と最も高く、次いで「あまりしやすすくない」の割合が23.5%、「わからない」の割合が20.9%となっています。

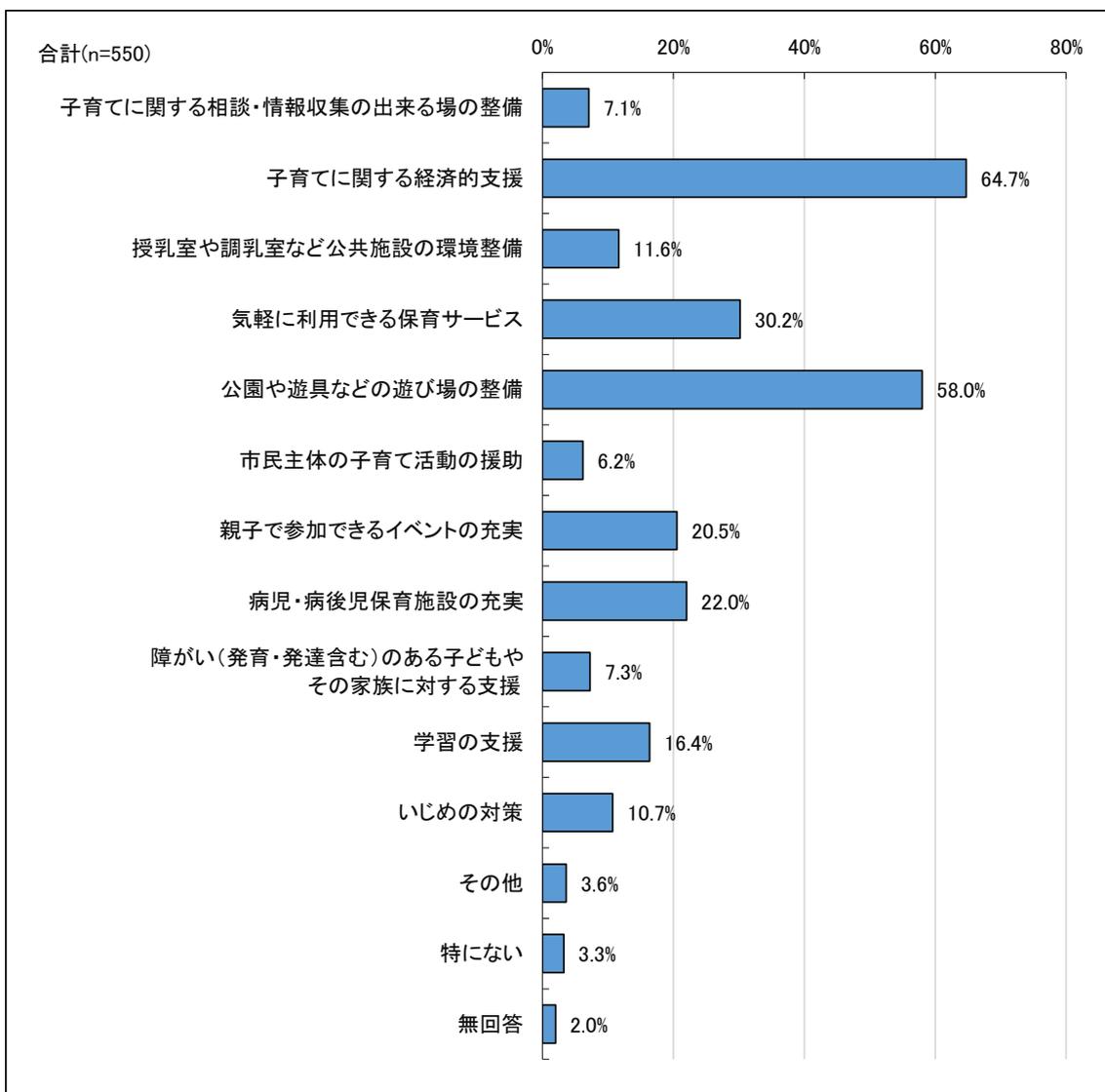


年齢別で見ると、0歳～5歳の年齢すべてで「しやすい」の割合が最も高くなっています。また、「とてもしやすい」、「しやすい」をあわせた“子育てしやすいまち”で見ると、1歳が53.9%と最も高くなっています。

区分	有効回答数 (件)	とてもしやすい	しやすい	あまりしやすすくない	しやすすくない	わからない	子育てしやすいまち (とてもしやすい + しやすい)	無回答
0歳	60	0.0%	36.7%	20.0%	16.7%	26.7%	36.7%	0.0%
1歳	65	3.1%	50.8%	18.5%	9.2%	16.9%	53.9%	1.5%
2歳	83	4.8%	48.2%	18.1%	12.0%	16.9%	53.0%	0.0%
3歳	72	4.2%	47.2%	18.1%	5.6%	25.0%	51.4%	0.0%
4歳	109	1.8%	39.4%	30.3%	8.3%	19.3%	41.2%	0.9%
5歳	158	2.5%	37.3%	27.2%	10.8%	22.2%	39.8%	0.0%

■ 今後、充実を希望する子育て支援

「子育てに関する経済的支援」の割合が 64.7%と最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」の割合が 58.0%、「病児・病後児保育施設の充実」の割合が 22.0%、「親子で参加できるイベントの充実」の割合が 20.5%となっています。



(11) アンケートのまとめ

【子育て(教育を含む)を主に行っている方】

「父母ともに」の割合が60.2%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が39.1%となっている。

【平日の「定期的な教育・保育事業」の利用状況】

「認可保育所(園)」の割合が47.5%と最も高く、次いで「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が22.4%となっている。

【今後利用したい平日の「定期的な教育・保育事業」】

「認可保育所(園)」の割合が54.7%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」の割合が43.1%、「幼稚園」の割合が41.3%となっている。

年齢別でみると、1歳と4歳、5歳では「幼稚園」の割合が最も高く、0歳と2歳、3歳では「認可保育所(園)」の割合が最も高くなっている。

配偶者の有無別でみると、配偶者(夫または妻)・パートナーがいる方、配偶者(夫または妻)・パートナーはいない方ともに「幼稚園」の割合が最も高くなっている(配偶者(夫または妻)・パートナーはいない方では、「認可保育所(園)」も同率で第1位)。

母親の就労状況別でみると、フルタイムでは「認可保育所(園)」の割合が最も高く、パート・アルバイト等と就労していない方では「幼稚園」の割合が最も高くなっている。

【育児休業の取得の有無】

母親については、「取得した」の割合が52.4%と最も高いが、父親については「取得していない」の割合が83.1%と最も高く、ほとんどの父親は育児休業を取得していない。

また、母親の育児休業の取得期間については、「～365日」の割合が34.4%と最も高く、次いで「366日以上」の割合が22.2%となっている。

【今後、充実を希望する子育て支援】

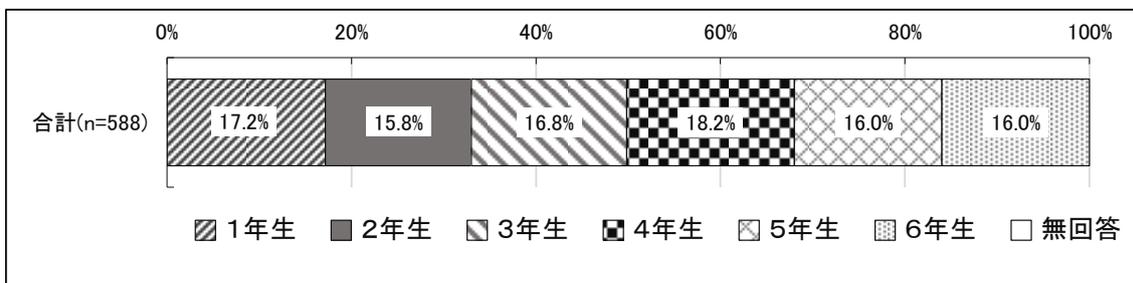
「子育てに関する経済的支援」の割合が64.7%と最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」の割合が58.0%、「病児・病後児保育施設の充実」の割合が22.0%、「親子で参加できるイベントの充実」の割合が20.5%となっている。

【小学生児童調査】

(1) 子どもとご家族の状況

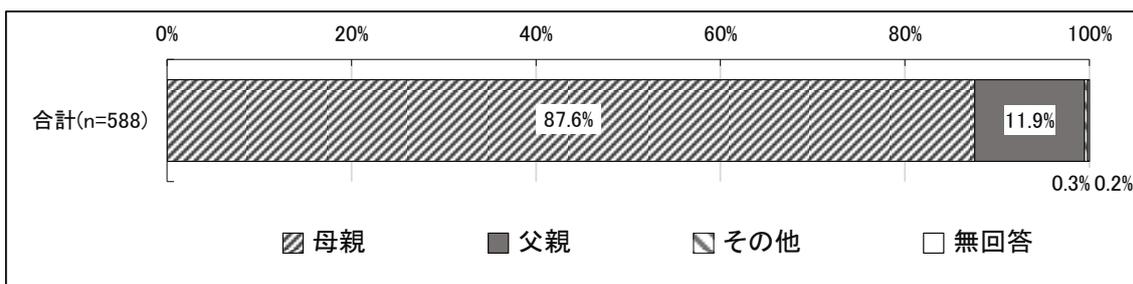
■お子さんの学年

「4年生」の割合が18.2%と最も高く、次いで「1年生」が17.2%、「3年生」の割合が16.8%などとなっています。



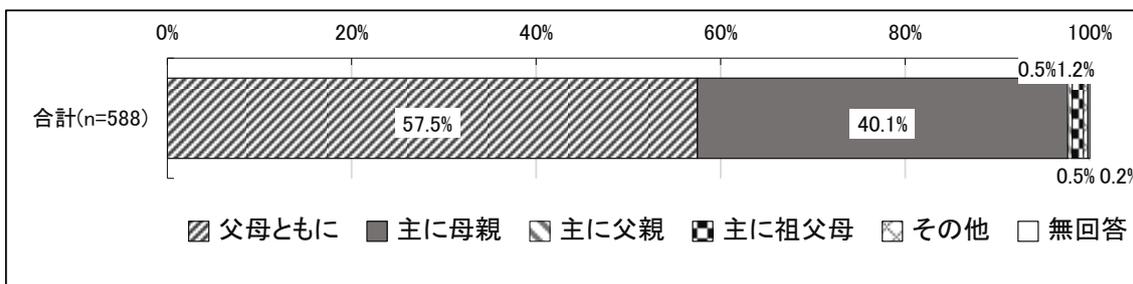
■調査票にご回答いただいている方の配偶関係

「配偶者・パートナーがいる」の割合が87.4%、「配偶者・パートナーはいない」の割合が12.4%となっています。



■子育て(教育を含む)を主に行っている方

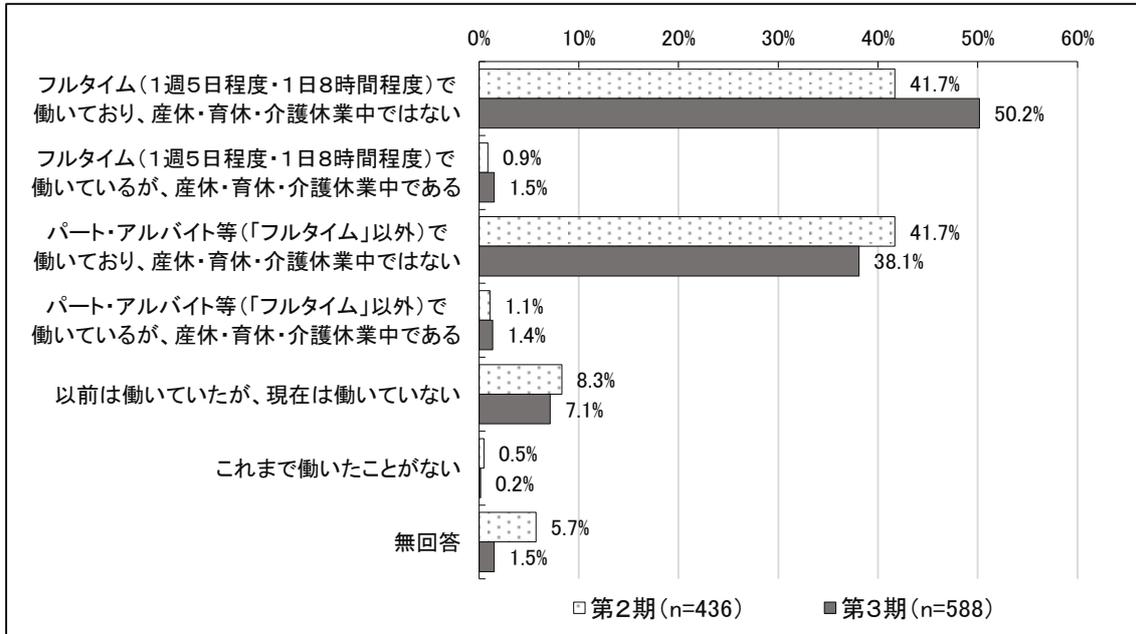
「父母ともに」の割合が57.5%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が40.1%となっています。



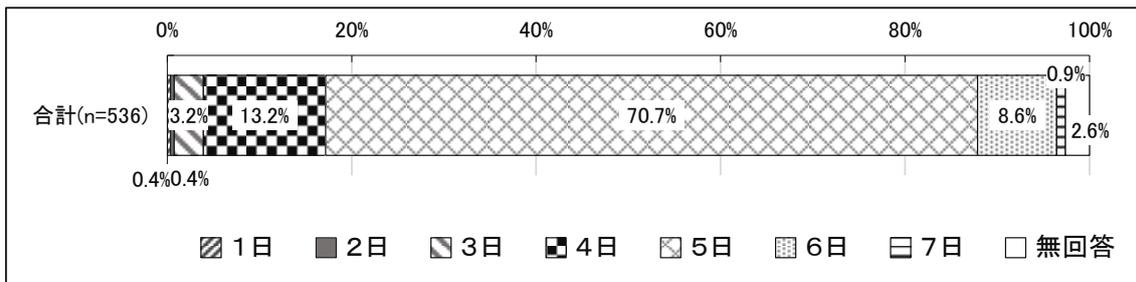
(2) 保護者の働いている状況

■小学生の児童を持つ母親の現在の就労状況

「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 50.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が 38.1%となっています。



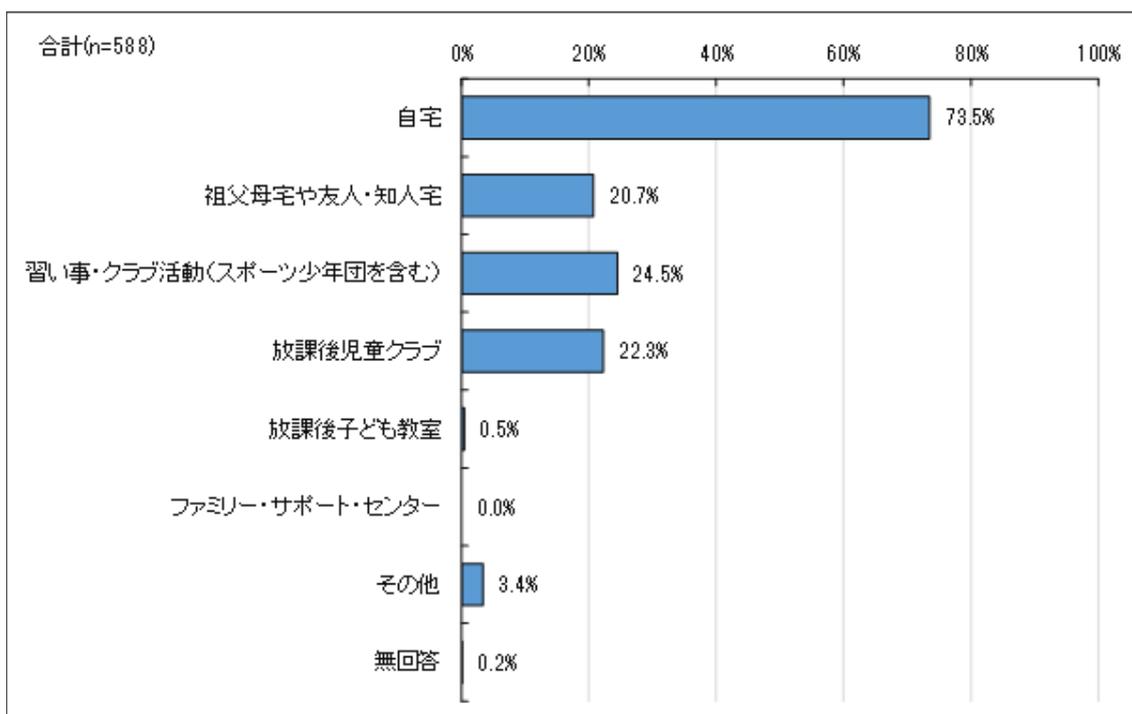
1週当たりの就労日数については、「5日」の割合が 70.7%と最も高く、次いで「4日」の割合が 13.2%となっています。



(3) 放課後児童クラブの利用

■放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごす場所

「自宅」の割合が73.5%と最も高く、次いで「習い事・クラブ活動（スポーツ少年団を含む）」の割合が24.5%、「放課後児童クラブ」の割合が22.3%となっています。



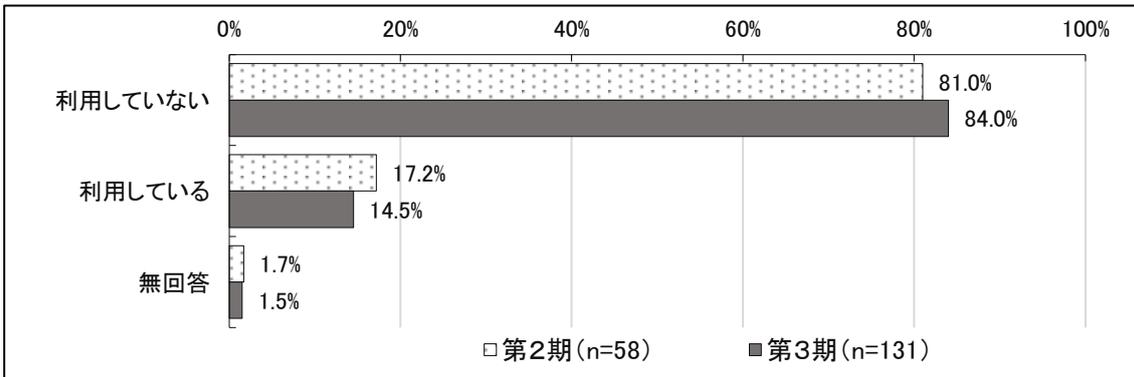
学年別でみると、1年生～6年生の学年すべてで「自宅」の割合が最も高く、学年が上がるにつれて割合が高くなっています。また、「放課後児童クラブ」でみると、1年生の割合が45.5%と最も高くなっています。

区分	有効回答数(件)	自宅	祖父母等の親族や友人・知人宅	習い事・クラブ活動 (スポーツ少年団を含む)	放課後児童クラブ	放課後子ども教室	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
1年生	101	50.5%	13.9%	18.8%	45.5%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%
2年生	93	61.3%	19.4%	23.7%	39.8%	1.1%	0.0%	4.3%	0.0%
3年生	99	71.7%	28.3%	20.2%	22.2%	0.0%	0.0%	3.0%	1.0%
4年生	107	76.6%	23.4%	24.3%	18.7%	0.9%	0.0%	2.8%	0.0%
5年生	94	88.3%	18.1%	37.2%	5.3%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%
6年生	94	93.6%	21.3%	23.4%	1.1%	1.1%	0.0%	3.2%	0.0%

■放課後児童クラブの土曜日、長期の休暇期間中の利用状況

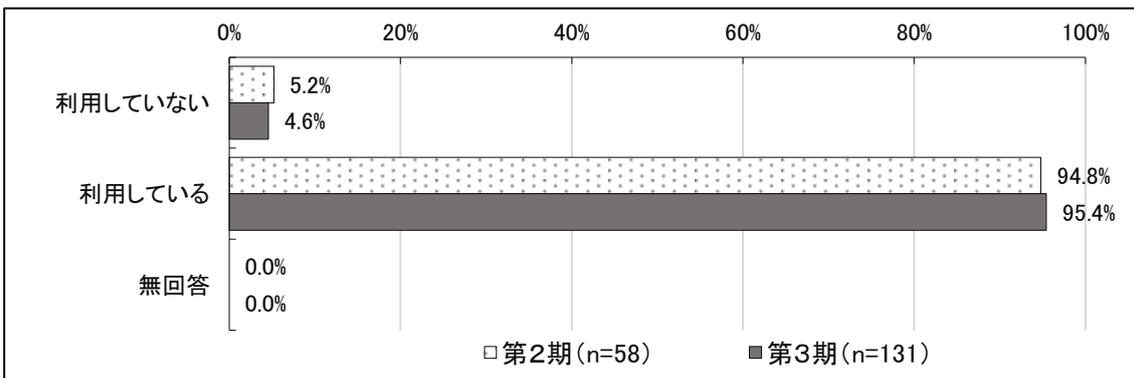
【土曜日】

「利用していない」の割合が84.0%、「利用している」の割合が14.5%となっています。



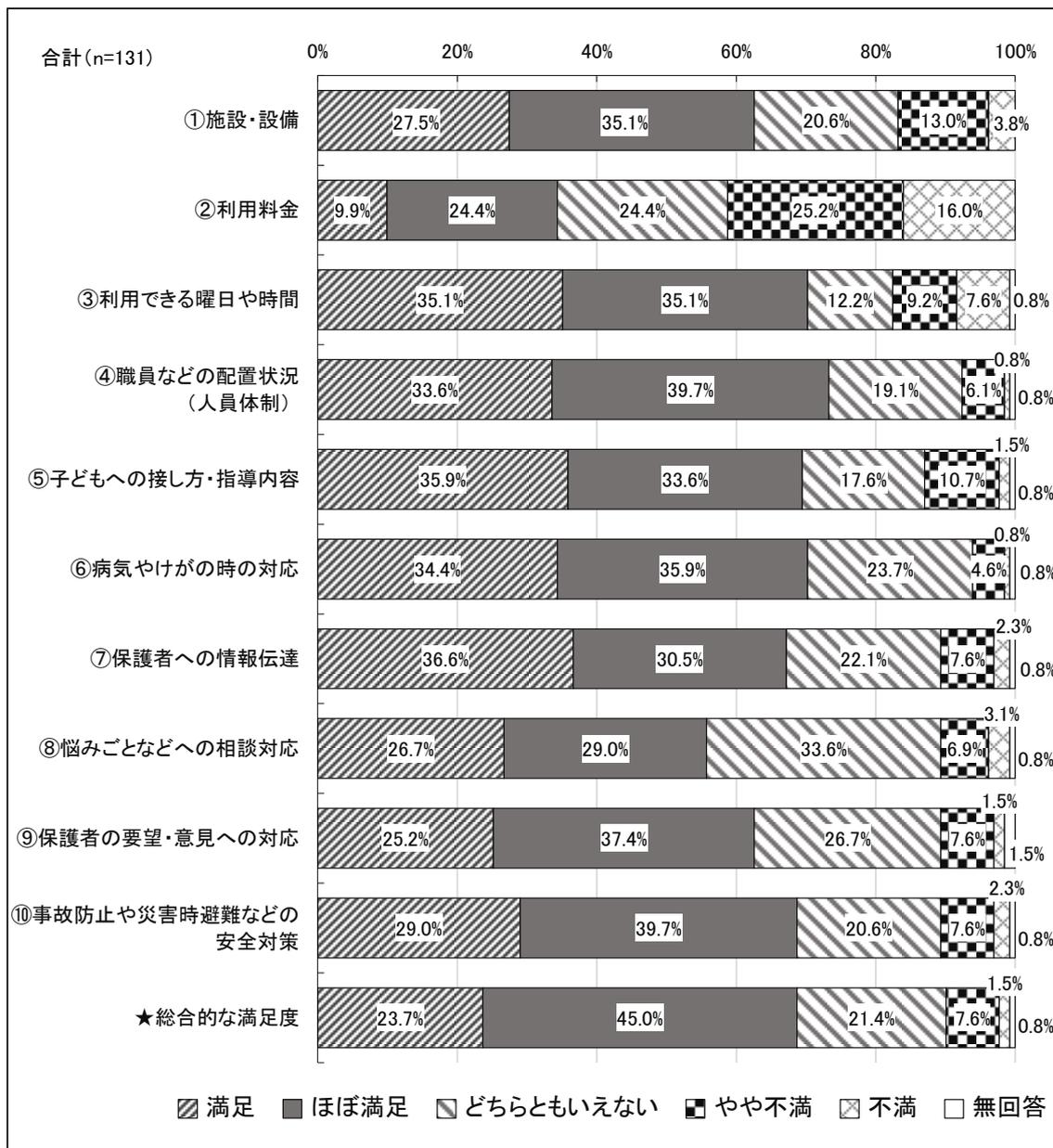
【夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中】

「利用している」の割合が95.4%、「利用していない」の割合が4.6%となっています。



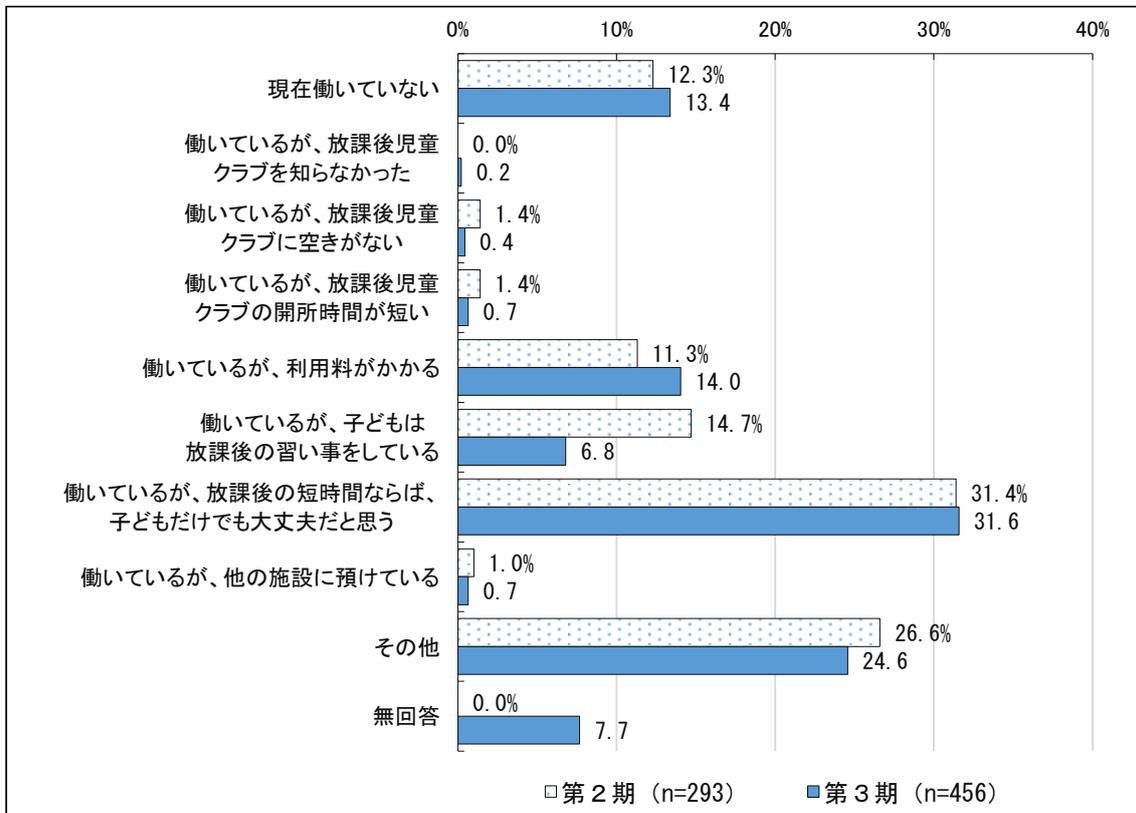
■現在、利用している放課後児童クラブに対する満足度

「③利用できる曜日や時間」、「⑤子どもへの接し方・指導内容」、「⑦保護者への情報伝達」で「満足」の割合が高く、約4割となっています。



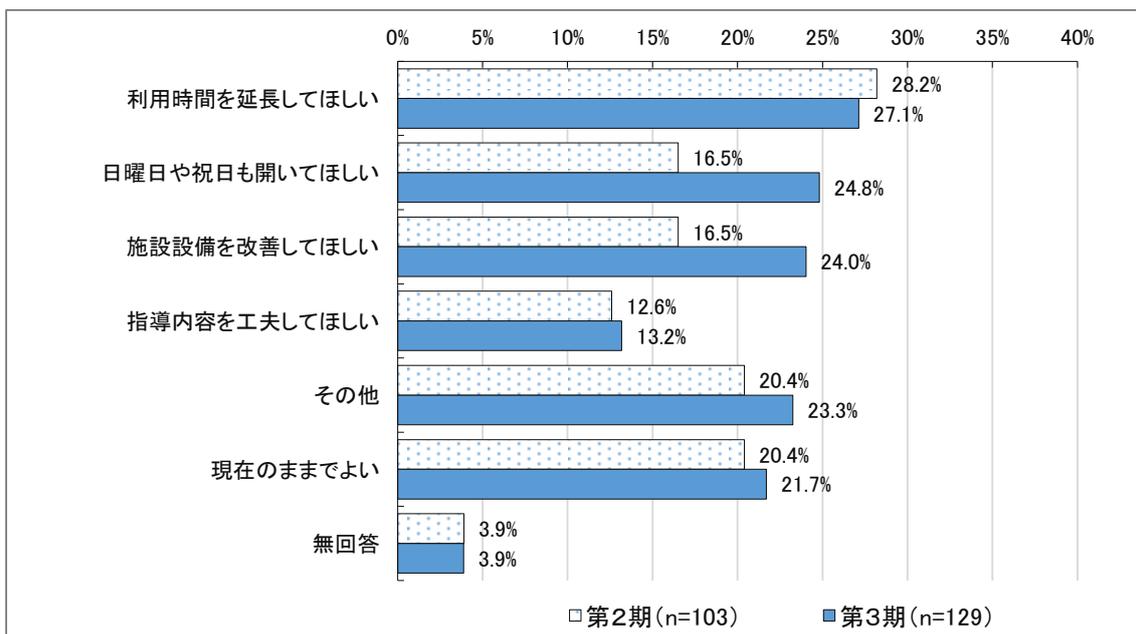
■放課後児童クラブを利用していない理由

「働いているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思う」の割合が31.6%と最も高く、次いで「その他」の割合が24.6%、「働いているが、利用料がかかる」の割合が14.0%となっています。



■今後、放課後児童クラブを利用したい方の放課後児童クラブに対する希望

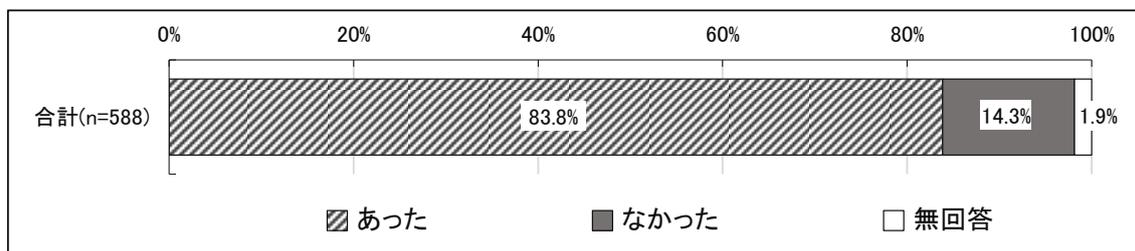
「利用時間を延長してほしい」の割合が27.1%と最も高く、次いで「日曜日や祝日も開いてほしい」の割合が24.8%、「施設設備を改善してほしい」の割合が24.0%となっています。



(4) 子どもの病気の際の対応

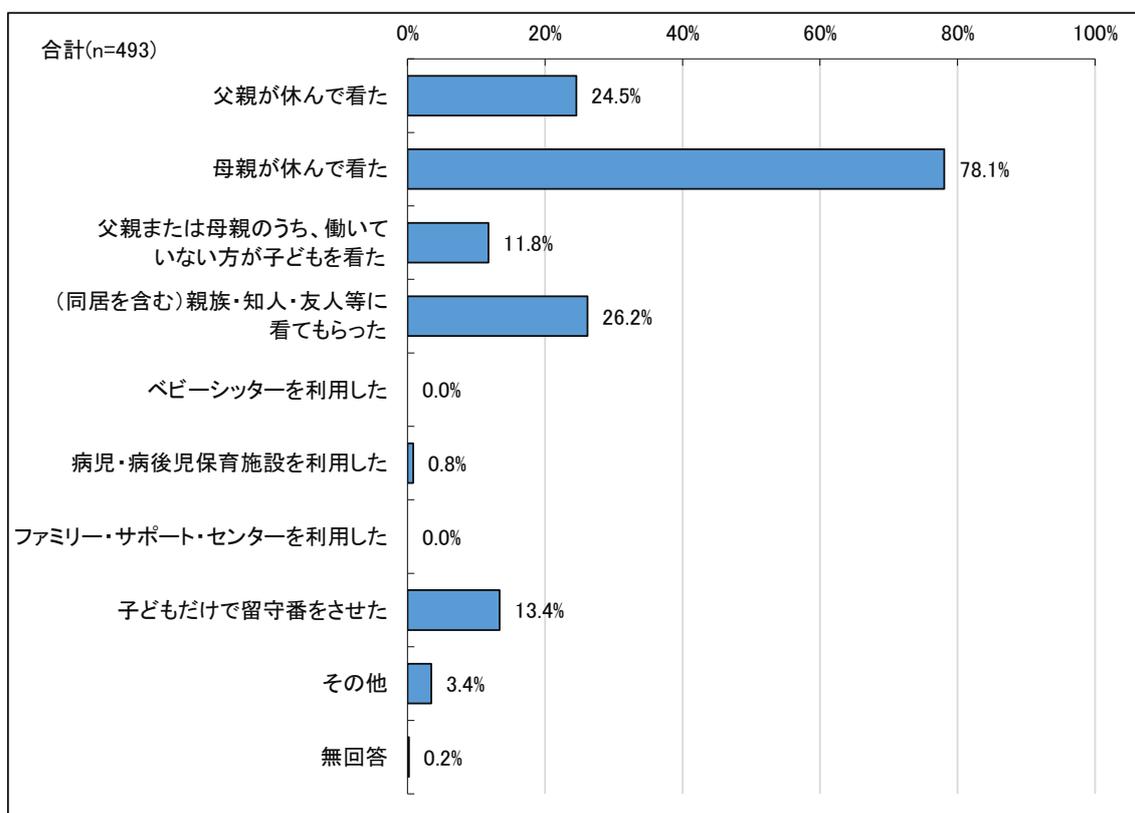
■お子さんの病気やケガで小学校を休むことの有無

「あった」の割合が83.8%、「なかった」の割合が14.3%となっています。



■お子さんが病気やケガで小学校を休んだ場合の対処方法

「母親が休んで見た」の割合が78.1%と最も高く、次いで「(同居を含む)親族・知人・友人等に看てもらった」の割合が26.2%、「父親が休んで見た」の割合が24.5%となっています。

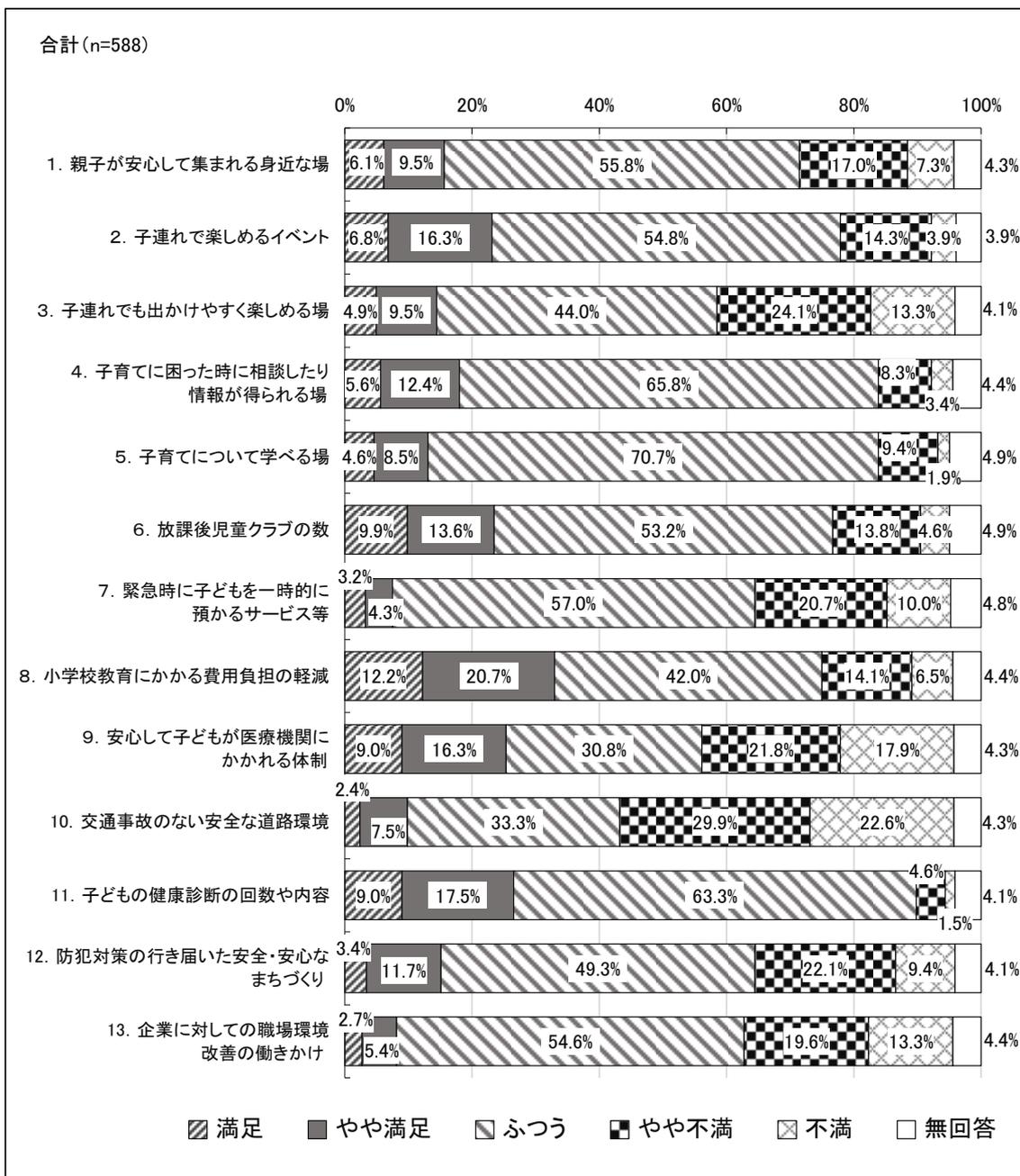


(5) 子育て支援サービスの満足度・重要度

■本市の子育て支援策への満足度・重要度

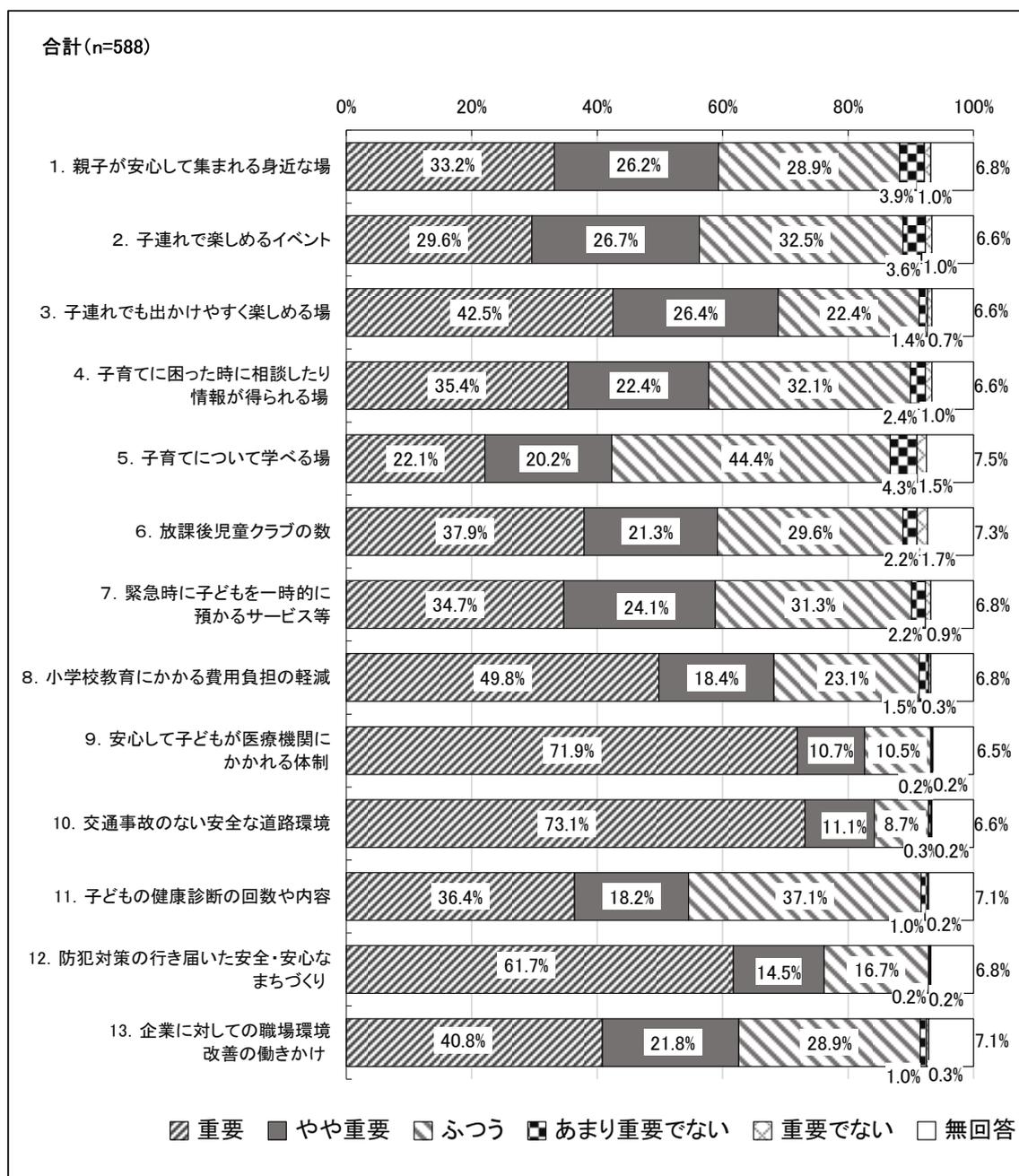
①満足度

「満足」、「やや満足」をあわせた“満足している”をみると、「8. 小学校教育にかかる費用負担の軽減」の割合が 32.9%と最も高く、次いで「11. 子どもの健康診断の回数や内容」の割合が 26.5%、「9. 安心して子どもが医療機関にかかる体制」の割合が 25.3%となっています。



②重要度

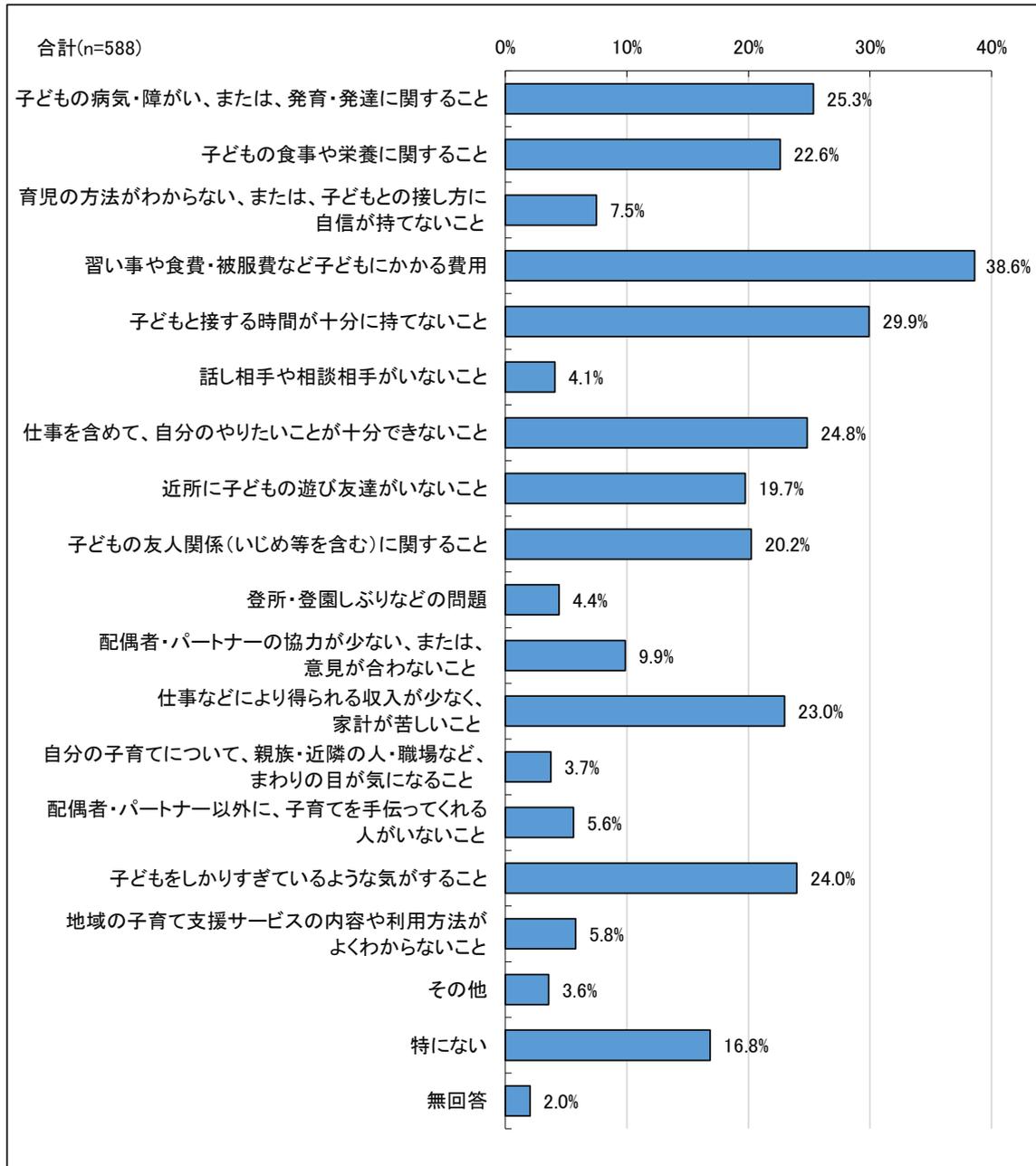
「重要」、「やや重要」をあわせた“重要である”をみると、「10. 交通事故のない安全な道路環境」の割合が 84.2%と最も高く、次いで「9. 安心して子どもが医療機関にかかる体制」の割合が 82.6%、「12. 防犯対策の行き届いた安全・安心なまちづくり」の割合が 76.2%となっています。



(6) 子育ての悩みや気になること

■子育てについて、日頃悩んでいることや気になること

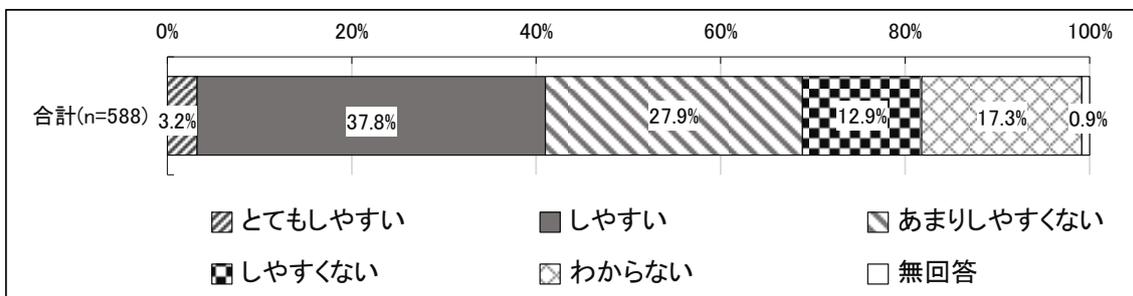
「習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用」の割合が 38.6%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が十分に持てないこと」の割合が 29.9%、「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」の割合が 25.3%となっています。



(7) 本市の子育て施策全般

■本市における子育てのしやすさ

「しやすい」の割合が37.8%と最も高く、次いで「あまりしやすすくない」の割合が27.9%、「わからない」の割合が17.3%となっています。

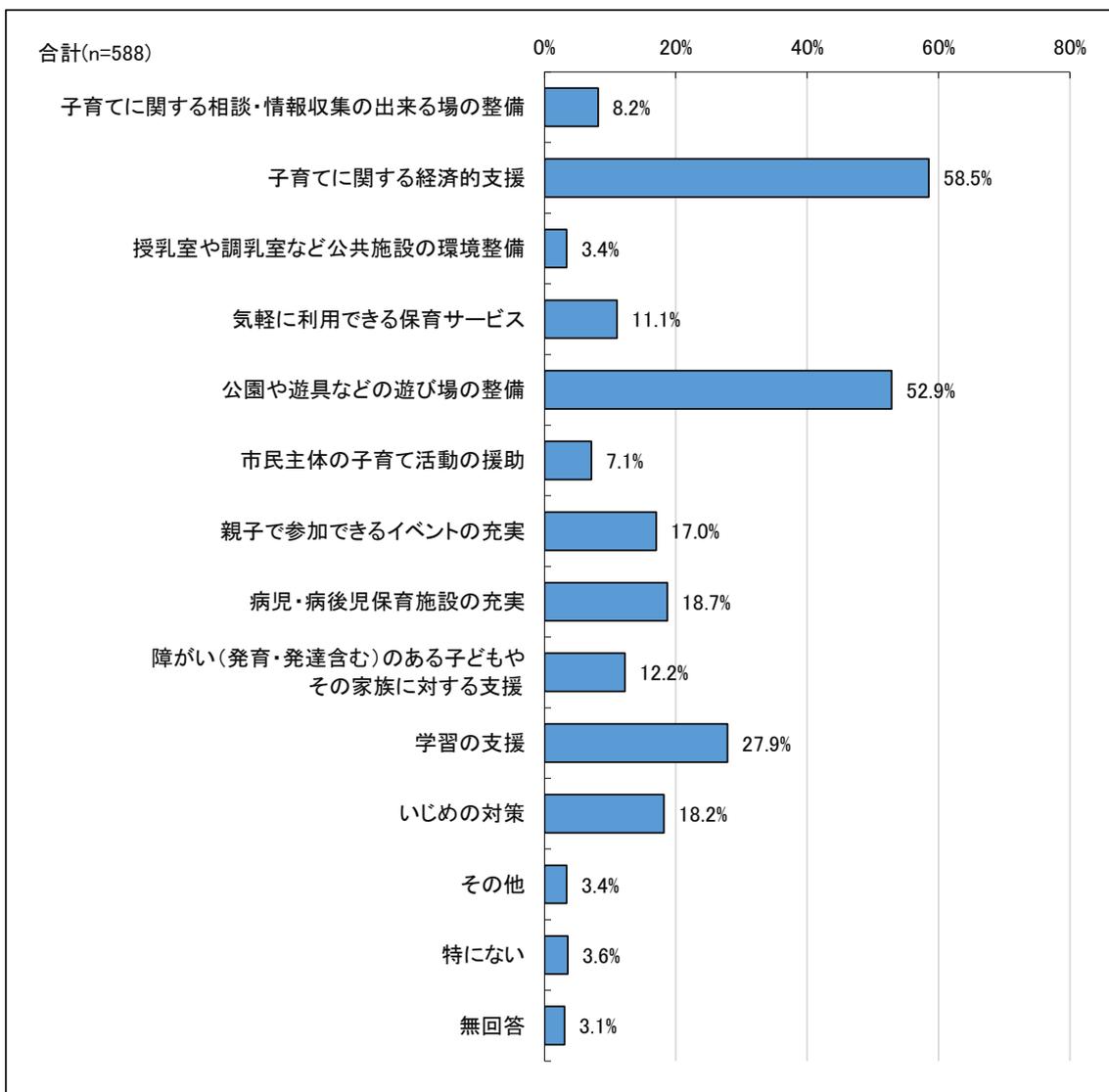


学年別でみると、1年生・3年生～6年生で「しやすい」の割合が、2年生では「あまりしやすすくない」の割合が最も高くなっています。また、「とてもしやすい」、「しやすい」をあわせた“子育てしやすいまち”でみると、5年生が50.0%と最も高くなっています。

区分	有効回答数(件)	とてもしやすい	しやすい	あまりしやすすくない	しやすすくない	わからない	子育てしやすいまち(とてもしやすい+しやすい)	無回答
1年生	101	2.0%	41.6%	25.7%	11.9%	17.8%	43.6%	1.0%
2年生	93	5.4%	26.9%	36.6%	11.8%	17.2%	32.3%	2.2%
3年生	99	3.0%	42.4%	24.2%	11.1%	17.2%	45.4%	2.0%
4年生	107	1.9%	33.6%	30.8%	14.0%	19.6%	35.5%	0.0%
5年生	94	2.1%	47.9%	21.3%	16.0%	12.8%	50.0%	0.0%
6年生	94	5.3%	34.0%	28.7%	12.8%	19.1%	39.3%	0.0%

■今後、充実を希望する子育て支援

「子育てに関する経済的支援」の割合が 58.5%と最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」の割合が 52.9%、「学習の支援」の割合が 27.9%となっています。



(8) アンケートのまとめ

【子育て(教育を含む)を主に行っている方】

「父母ともに」の割合が 57.5%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が 40.1%となっている。

【放課後児童クラブの利用】

放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしているかについては、放課後児童クラブは 22.3%となっており、7割を超えるお子さんが放課後(平日の小学校終了後)の時間を自宅で過ごしている。

【放課後児童クラブの土曜日、長期の休暇期間中の利用状況】

放課後児童クラブを利用している方の土曜日の利用状況については、「利用していない」の割合が 84.0%、「利用している」の割合が 14.5%となっている。

夏休みや冬休みなど長期の休暇期間中の利用状況については、「利用している」の割合が 95.4%、「利用していない」の割合が 4.6%となっている。

【放課後児童クラブに対する満足度】

「③利用できる曜日や時間」、「⑤子どもへの接し方・指導内容」、「⑧保護者への情報伝達」で「満足」の割合が高く、約4割となっている。

【放課後児童クラブを利用していない理由】

「働いているが、放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思う」の割合が 31.6%と最も高く、次いで「その他」の割合が 24.6%、「働いているが、利用料がかかる」の割合が 14.0%となっている。

【今後、充実を希望する子育て支援】

「子育てに関する経済的支援」の割合が 58.5%と最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」の割合が 52.9%、「学習の支援」の割合が 27.9%となっている。

6 第2期計画の状況

(1) 評価の方法

現行の「第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画」の基本目標ごと、それぞれに位置付けられている施策ごとに、「計画期間における達成状況」、「達成度」、「次期計画に向けて、残された課題」、「施策の方向」、「今後の取組」について、評価基準日を令和6年度終了時点として、担当課による評価を行ったものです。

●基本目標

基本目標 1	地域における子育ての支援
基本目標 2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
基本目標 4	支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進
基本目標 5	子育てを支援する生活環境の整備
基本目標 6	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

●評価の基準

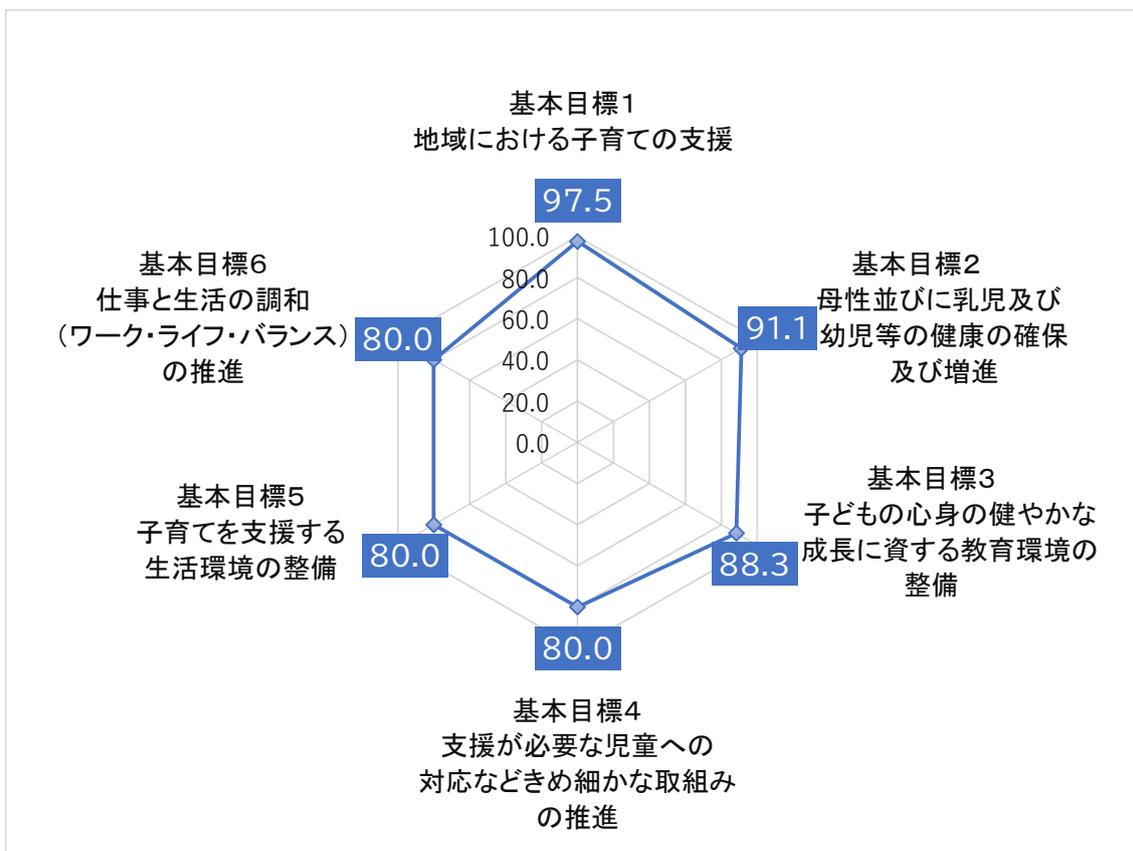
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。 (ほぼ100%実施した)	80~100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。 (80%程度実施した)	60~80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 (半分程度実施した)	40~60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 (施策に着手し、動き始めることはできた)	20~40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 (施策に着手することができなかった)	20%未満

(2) 全体の評価結果

先述の評価の基準で、主な施策ごとの採点（A：100、B：80、C：60、D：40、E：20 に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は87.6点となっています。

また、基本目標ごとの評価点は、「基本目標1 地域における子育ての支援」が97.5、「基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」が91.1、「基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」が88.3、「基本目標4 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進」が80.0、「基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備」が80.0、「基本目標6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」が80.0となっています。

●基本目標ごとの評価点



※点数化については、結果をわかりやすくするための便宜的なものであり、絶対的なものではありません。施策の課題と方向性により、第3期計画策定の検討事項としていきます。

(3) 今後の方向

基本目標ごとの今後の方向では、「拡充」が 21、「維持」が 34、「効率化・統合」が 3、「休・廃止」が 0となっています。

●施策ごとの方向

基本目標		施策の方向				計
		「拡充」	「維持」	「効率化・統合」	「休・廃止」	
基本目標 1	地域における子育ての支援	2	6	0	0	8
基本目標 2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	8	10	0	0	18
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1	9	2	0	12
基本目標 4	支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進	7	0	0	0	7
基本目標 5	子育てを支援する生活環境の整備	3	5	1	0	9
基本目標 6	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	0	4	0	0	4
計		21	34	3	0	58

7 将来人口の推計

令和4年から令和6年は、各年4月1日現在の住民基本台帳の人口で、令和7年以降は、コーホート変化率法による推計値を記載しています。

令和7年以降の0～15歳児人口の合計は、減少傾向で推移していくと予測されています。

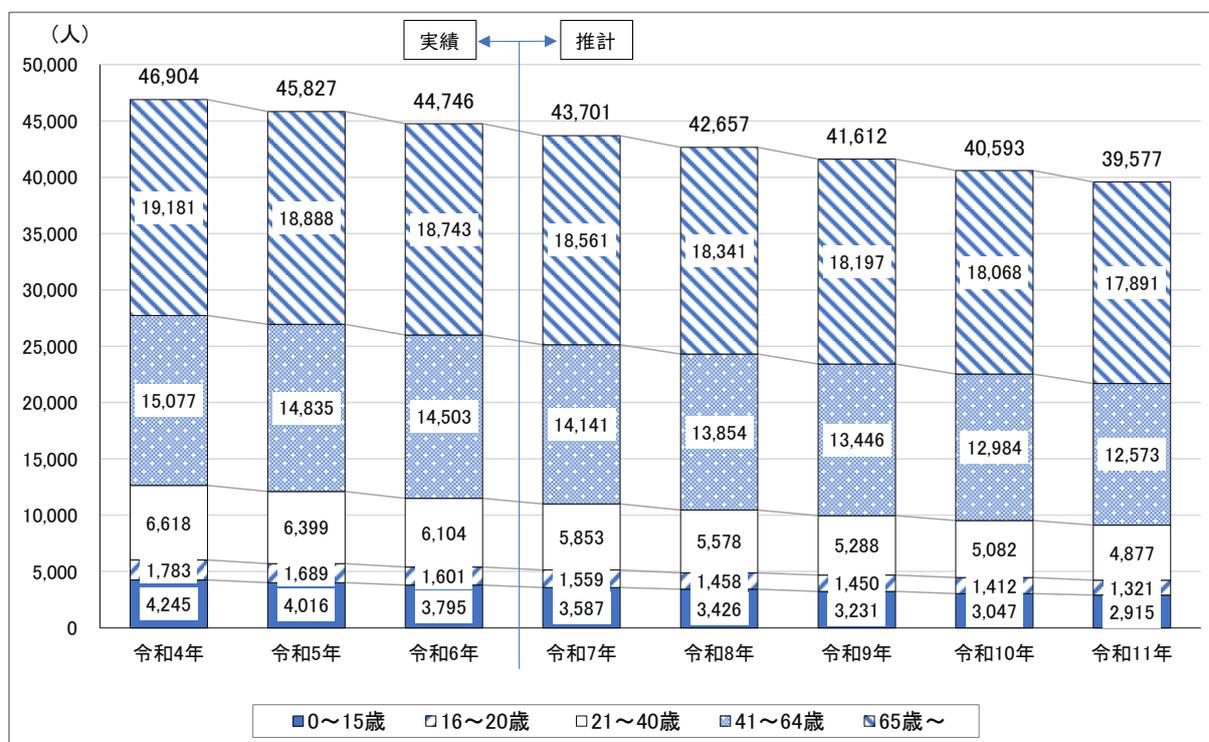
各年代でも人口は減少していきますが、65歳以上の人口も既に減少傾向に入っています。

■人口推計(年代別)

(単位：人、%)

	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～15歳	4,245	4,016	3,795	3,587	3,426	3,231	3,047	2,915
16～20歳	1,783	1,689	1,601	1,559	1,458	1,450	1,412	1,321
21～40歳	6,618	6,399	6,104	5,853	5,578	5,288	5,082	4,877
41～64歳	15,077	14,835	14,503	14,141	13,854	13,446	12,984	12,573
65歳～	19,181	18,888	18,743	18,561	18,341	18,197	18,068	17,891
合計	46,904	45,827	44,746	43,701	42,657	41,612	40,593	39,577

【総人口の推移】



8 子ども・子育て支援に関する課題

11歳以下の子どもがこの5年間で14.8%の減少となっており、今後、さらに減少していくと見込まれています。子どもを生み育てやすい環境の一層の確保を図り、少子化・人口減少の克服に寄与していくことが求められます。

第2期志摩市子ども・子育て支援事業計画を振り返り、第3期計画へ向けて取り組むべき主な課題を挙げました。

1. 地域における子育ての支援

- 定期的な教育・保育事業では、認定子ども園の希望が高くなっており、その充実が必要です。
- 育児休業の取得は確実に増加しており、さらに、「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度)で働いている人の率も高くなっており保育・教育のニーズは高くなっています。
- ICTを活用した業務の支援ならびに保護者とのコミュニケーションの強化など各種手続きの利便性の確保に努めていくことが求められます。
- 子育て支援センターにおいての利用者拡大と子育て支援グループのネットワークづくりが必要です。
- ファミリー・サポート・センターの利用促進と子育て支援などの様々なサポートの依頼に対応できるように提供会員の確保が必要です。
- 青少年の健全育成に向けた地域社会の環境づくりと担い手の確保が求められます。
- 放課後児童クラブの開所時間の拡大や休日開所を検討する必要があります。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- こども家庭センターを核として、安心して出産、育児ができるよう、妊娠期から子育て期まで、途切れのない支援を続けることが求められます。
- 育児不安の軽減のため、保護者が相談先を理解し、相談したいときに相談できる体制を整備していく必要があります。
- 心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりと教職員一人ひとりの資質向上が求められます。
- 小児救急医療体制・周産期医療体制の整備等安心できる体制づくりを関係機関と連携しながら確保していくことが必要です。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 保護者のニーズでは、「子育てに関する経済的支援」の割合が最も高く、次いで「公園や遊具などの遊び場の整備」「習い事や食費・被服費など子どもにかかる費用」「子どもと接する時間が十分に持てないこと」、「子どもの病気・障がい、または、発育・発達に関すること」の割合が高くなっており、これらに対応していく必要があります。
- 次代の親となる中学生、高校生等の育成に力を注ぐことも求められます。

■教育支援センターを利用する子どもの心のケアも含め、子どもたちの居場所の一つとして機能させていく必要があります。

■子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できる環境づくりが必要です。

4. 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

■子どもの人権についての意識啓発が必要です。

■児童虐待防止のための子ども家庭支援ネットワークによる取組の強化・充実を進めていくことが必要です。

■発育・発達支援の推進に努めることが大切です。

■世帯の所得が少ない、家族に介護が必要な人がいるなど困難な状況に置かれた子どもの把握と必要な支援を進める必要があります。

5. 子育てを支援する生活環境の整備

■年間を通して各地域にある公園や広場を活用して安心な遊び場の確保が求められます。

■子どもに関係する公共施設全般の安全確保のため、建物の総合的な整備を進める必要があります。

■子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりが求められます。

■危険個所の改善をはじめ、防犯・交通安全など子どもの安全を確保していく必要があります。

■犯罪被害にあった子どもやその保護者への支援として、カウンセリング機関の紹介や情報提供等、相談支援体制の強化が必要です。

6. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

■自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の構築を推進していくことが求められます。

■育児・介護休業制度等の普及、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援策が求められます。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では、子どもの人口が減少傾向にあることから、教育・保育のサービスの「量」は確保できていますが、これからは子ども一人ひとりの状況に応じるなど、サービスの「質」の向上が求められています。

そのサービスも、「全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長し、社会で活躍しているようにすることが求められています。

また、一人ひとりの子どもの状態に応じた様々なニーズに対応した支援も求められています。

このような状況の中、全ての子ども・子育て家庭に良質な育成環境を保障するためには、保健・福祉・医療・教育など様々な分野の関係機関やNPO団体など地域組織が連携して子育てを支援することが大切であり、地域が一体となって、いつまでも安全・安心に子育てができる環境を実現していくことが大切として、基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

**切れ目のない支援が全ての子育て世帯に行き
届き すべての子どもが夢と希望を持てるまち**

2 子ども・子育て支援の意義

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

■乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を支援します。

■子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行います。

■妊娠、出産期を含め、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

■社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

3 基本目標と施策の体系

基本理念に基づき、第3期志摩市子ども・子育て支援事業計画の基本目標と施策の体系を示します。

目標	施策	施策の項目
目標1 地域における子育ての支援	施策1-1 多様な子育て支援サービスの充実	(1) 子育てにおける経済的負担の軽減
		(2) 預かり保育の継続
		(3) 子育て支援センター、放課後児童クラブの運営
		(4) サービスの質の向上
	施策1-2 子育て支援のネットワークづくり	(1) 子育て支援グループのネットワークづくり
		(2) ファミリー・サポート・センター事業の充実
	施策1-3 児童の健全育成	(1) 地域社会の環境整備
(2) 放課後児童クラブの各種活動の支援の充実		
目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	施策2-1 子どもや保護者の健康の確保	(1) こども家庭センターによる途切れのない支援
		(2) 育児不安の軽減
		(3) 家庭訪問や健康相談の実施
		(4) 予防接種の接種率向上
		(5) 母子保健事業の充実
		(6) 産後ケアの実施
	施策2-2 「食育」の推進	(1) 子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供
		(2) 健康的な食習慣につながる支援
		(3) 妊産婦を対象とする栄養指導
		(4) 「志摩のふるさと給食」による地域ぐるみの食育の推進
		(5) 食物アレルギーへの対策
		(6) アレルギーに対する認識
	施策2-3 思春期保健対策の充実	(1) カウンセリングの実施
		(2) 早期対応の仕組みづくり
		(3) 健康的な生活を築く
	施策2-4 小児医療の充実	(1) 体制の確保
		(2) 休日夜間応急診療所(内科・小児科)の運営
		(3) 地域医療を守り支える
		(4) 医療費の助成

目標	施策	施策の項目
目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策3-1 次代の親の育成	(1) 次代の親の育成
		(2) 中学生の職業体験学習
		(3) キャリア教育計画の作成
	施策3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	(1) 授業研究指定校事業の実施
		(2) 適応指導教室の運営
		(3) 個に応じた居場所の整備
		(4) 幼稚園・保育所との一体化
		(5) 効果的な教育実践
		(6) 学校司書の拡充等
		(7) ALTの活用
	施策3-3 家庭や地域の教育力の向上	(1) 総合型地域スポーツクラブの支援
		(2) 本に親しむきっかけ作り
	施策3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(1) 有害環境への対策
(2) 安全に安心してインターネットを利用するための知識普及		
目標4 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策4-1 子どもの人権の尊重	(1) 人権意識の醸成
		(2) 保育・教育機関における人権教育の推進
		(3) 児童虐待防止対策の充実
	施策4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	(1) 相談・自立支援体制の充実
		(2) さらなる支援制度の周知
	施策4-3 発育・発達支援の推進	(1) 人材育成の推進
		(2) 連携した具体的な支援
		(4) 発達障がいについての正しい知識の理解
	施策4-4 困難な状況に置かれた子どもの支援	(1) 支援の輪が広がるまちづくり
		(2) 貧困の連鎖の解消
		(3) 体験機会の提供
		(4) ヤングケアラーへの理解
	目標5 子育てを支援する生活環境の整備	施策5-1 安心な生活環境の整備
(2) 公園施設の更新		
施策5-2 安全なまちづくりの推進等		(1) 公共施設全般の安全確保
		(2) 防犯の視点に立った環境整備
施策5-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進		(1) 危険個所の改善
		(2) 交通安全啓発活動の実施
施策5-4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		(1) 地域の安全の確保
		(2) LED防犯灯の導入
	(3) 犯罪被害への対応	
目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	施策6-1 多様な働き方の実現及び男性も含めた働き方の見直し等	(1) ワーク・ライフ・バランスについての啓発
		(2) 啓発・情報提供の推進
	施策6-2 仕事と子育ての両立の推進	(1) 男女共同参画社会の構築
		(2) 雇用の場における男女共同参画

分野別施策

目標1 地域における子育ての支援

施策1-1 多様な子育て支援サービスの充実		
(1)	子育てにおける経済的負担の軽減	子育てにおける経済的負担の軽減を図るため、市内の幼稚園及び保育所(園)に通う3歳児から5歳児の給食費の無償化を継続します。また、0歳児から2歳児及び学校給食費の無償化を国からの通達や近隣市町の動向に注視しながら検討します。
(2)	預かり保育の継続	幼保一体化施設内の幼稚園、単独幼稚園についても保育所と同様の時間帯での預かり保育を継続します。
(3)	子育て支援センター、放課後児童クラブの運営	子育て支援センター、放課後児童クラブについては、引き続き運営を行うとともに、放課後児童クラブの待機児童の解消に努めていきます。また、各小学校区に設置されている放課後児童クラブの利用ニーズの把握を行います。
(4)	サービスの質の向上	利用者の生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスの推進体制を整備し、事業の継続と支援を行うとともに、さらなるサービスの質の向上に向けて、ICTを活用した利便性の確保とともに、市職員及び保育従事者への各種研修の参加及び実施に努めていきます。

施策1-2 子育て支援のネットワークづくり		
(1)	子育て支援グループのネットワークづくり	子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりや、地域の連帯感を高めるため、引き続き子育て支援センターにおいて利用者や子育て支援グループのネットワークづくりに努めます。
(2)	ファミリー・サポート・センター事業の充実	ファミリー・サポート・センターの会員数増加に向けて、事業をさらに充実させるとともに、会員の資質向上を図るための研修の充実にも努めます。また、通信アプリを利用して会員の利便性を高めていきます。

施策1-3 児童の健全育成		
(1)	地域社会の環境整備	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりの推進や、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取組を行います。また、幅広い世代に関心を持ってもらえるよう、啓発事業の実施や取組の広報を強化し、担い手の確保に努め、青少年の健全育成に向けた地域社会の環境を整えていきます。

施策 1-3 児童の健全育成		
(2)	放課後児童クラブの各種活動の支援の充実	放課後児童クラブについて保護者との連携により把握したニーズに沿って各種活動の支援の充実を図ります。また、開所時間の拡大や休日開所を検討します。

目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策2-1 子どもや保護者の健康の確保		
(1)	こども家庭センターによる途切れのない支援	母子保健事業の充実を図るため、子育て世代包括支援センター（母子保健型）をこども家庭センターとしてし、安心して出産、育児ができるよう妊娠期から子育て期まで、途切れのない支援を行います。また、保護者が相談先を理解し、相談したいときに相談できる体制を整備していくとともに、より効果的な相談支援を行うため、産婦人科等、関係医療機関とも連携していきます。
(2)	育児不安の軽減	育児不安の軽減を図るため、妊婦アンケートや赤ちゃん訪問時のアンケートを実施し、保護者の育児不安の状況を把握して事業の中に反映できるよう努めます。
(3)	家庭訪問や健康相談の実施	保護者が安心して子育てをできるように、家庭訪問や健康相談を行うとともに、必要に応じて個別相談の機会を設定し、保護者のニーズに合わせた相談の機会を作ります。また、保健師の研修会への参加等により、支援技術の向上に努めます。
(4)	予防接種の接種率向上	予防接種に関しては、かかりつけ医を持ち、かかりつけ医と相談しながら進めていくこと、感染症予防及び拡大防止のために予防接種は大切であることを周知し、予防接種の接種率向上に努めます。また、任意予防接種に対する費用助成を検討します。
(5)	母子保健事業の充実	不妊治療への助成や里帰り時などの妊婦一般健康診査県外受診助成制度等、各種助成制度を実施し、母性の健康が確保されるよう丁寧でわかりやすい説明を行うとともに、母子保健事業の充実に努めます。
(6)	産後ケアの実施	育児不安がある産婦や育児支援を必要とする母子など、産後も安心して子育てができるように支援体制を整え、退院直後から産後1年未満の母子に対し、専門職による心身のケアや育児のサポートなどを行います。

施策2-2 「食育」の推進		
(1)	子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報の提供	今後も継続しておたより等を発行し情報提供していくとともに、各年度において「年間食育計画」を策定し、食事を楽しみながら、子どもの発達段階に応じた食生活に必要な基本的なマナーを身につけるよう、継続して取組を行います。また、食物アレルギーを持つ子どもに対し、安全に給食の提供を行います。
(2)	健康的な食習慣につながる支援	幼児健康診査や乳幼児健康相談において、栄養士による栄養相談を実施するほか、離乳食教室、食育講師派遣事業に取り組んでいきます。また、幼児食についても知ることができ

施策2-2 「食育」の推進		
		会を設定し、健康的な食習慣につながるよう支援していきます。
(3)	妊産婦を対象とする栄養指導	母子健康手帳交付の際にリーフレット及びパンフレットを配付し、妊産婦を対象とする栄養指導について周知を図ります。また、妊産婦の個別相談にも随時対応していきます。
(4)	「志摩のふるさと給食」による地域ぐるみの食育の推進	給食センターでは地場産物などを給食に取り入れ、教材として活用できるよう、情報発信していきます。また、「志摩のふるさと給食」など給食を活用して子どもたちと保護者や地域の方がふれあう機会をつくり、地域ぐるみの子どもたちへの食育の推進を図ります。また、新たな志摩産食材（未利用魚等）の調査研究及び献立の開発に努めます。
(5)	食物アレルギーへの対策	食物アレルギーへの対策として、食物アレルギーを持つ子どもに応じた給食が提供できるよう、個別に聞き取り調査を行っています。また、給食センターでは除去食をつくるにあたって、調理の場所・職員を通常食とは別に設けて実施していきます。また、新規の食物アレルギーを持つ子どもたちへの対応を図ります。
(6)	アレルギーに対する認識	アレルギー対応に誤りが生じないよう、全職員がアレルギーに対する認識を深め、安全・安心な給食が提供できるよう努めます。

施策2-3 思春期保健対策の充実		
(1)	カウンセリングの実施	心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりに努めるため、スクールカウンセラーと必要に応じて連携をとりながらカウンセリングの実施にも取り組みます。
(2)	早期対応の仕組みづくり	保健センター等、関係機関との定期的な連携を継続し、各機関が相談しながら心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりに努めます。また、生徒指導や教育相談等について、教職員一人ひとりの資質向上に取り組みます。
(3)	健康的な生活を築く	思春期保健ネットワークを構築し、性感染症予防や喫煙防止教育などに取り組んでおり、学童期の児童・生徒が将来の健康的な生活を築くヒントにつながるよう、毎年講座内容を見直して、正しく新しい情報が届けられるよう努めます。

施策2-4 小児医療の充実		
(1)	体制の確保	安定した小児医療の受入体制について整備し、小児救急及び周産期医療についても体制を確保するため、関係機関と連携しながら、県や医療機関に要望していきます。
(2)	休日夜間応急診療所 (内科・小児科)の運営	市休日夜間応急診療所(内科・小児科)については、医師会等との連携を図り、診療所の運営に努めます。
(3)	地域医療を守り支える	休日夜間の診療体制や地域医療の現状について周知し、市民との協働により地域医療を守り支えるまちづくりを推進していきます。
(4)	医療費の助成	0歳児から18歳までの入院及び通院にかかる医療費を助成することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備します。(所得制限廃止)また、窓口負担をなくすことで、子どもを安心して産み育てられる環境を整え、福祉の向上と健康の保持増進を図ります。

目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策3-1 次代の親の育成		
(1)	次代の親の育成	次代の親となる中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会や、校種を超えた交流の輪の拡大を図ります。なお、思春期保健対策の充実に掲げた性感染症予防や喫煙防止教育に事業を統合し、学校への出前講座の内容の充実と学校と連携した取組の強化を図ります。
(2)	中学生の職業体験学習	中学生の職業体験学習を通して、生徒が働くこと、夢を持つことの大切さを理解するとともに、専門的な技術・技能に関する興味・関心を高め、自分の生き方や在り方を考える機会となるよう、施策に取り組んでいきます。また、学校との連携をさらに強くし、地域の人材や教育力を積極的に活用した職場体験学習の充実を図ることで、学校・家庭・地域社会が一丸となり、「地域の子どもは地域で育てる」という気運を高めます。
(3)	キャリア教育計画の作成	学校行事や地域の行事を通じた交流だけでなく、授業の公開や子どもの情報交換を積極的に行うなど、保幼小中の連携を図りつつ、各校において異校種間連携を意識したキャリア教育計画の作成を働きかけていきます。

施策3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
(1)	授業研究指定校事業の実施	学校教育では、子どもたちの基礎的な学力の向上も含め、生きる力を育む教育を推進します。市では、各小中学校で志摩市授業研究指定校事業の内容を見直し実施し、子どもたちの学力向上を図るとともに、「生きる力」を育む教育を推進しており、継続して事業を実施していきます。
(2)	適応指導教室の運営	何らかの理由で学校へ通えない児童・生徒を支援するため、引き続き適応指導教室を運営し、子どもたちの心のケアを行っていきます。また、学校のことや友だちのこと、子どもの教育のことなど、悩みを抱える児童・生徒や保護者等をサポートするため、総合教育センターの相談員が相談に応じ、カウンセリングの実施や関係機関との連携による支援を行っていきます。
(3)	個に応じた居場所の整備	個に応じた居場所を整備するための体制づくりとして、教育支援センターの体制を整備し、小集団の通級時間と個別の通級の時間に分け、ニーズに応じた支援ができる体制を整えます。また、子どもたちの居場所となる所を地域に多く確保できるよう地域で協議を行います。
(4)	幼稚園・保育所との一体化	地域や保護者の願いや思いをくみつつ、幼稚園・保育所の一体化を進めます。

施策3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
(5)	効果的な教育実践	小中学校におけるタブレット端末等ICT機器の整備・維持・管理を計画的に進めるとともに、プログラミング教材の活用に係る情報提供や実践例の紹介などを進め、効果的な教育実践ができるような環境を整えつつプログラミング教育の充実を図っていきます。また、時代の動きに応じたICTの導入を適宜進めていきます。
(6)	学校司書の拡充等	学校司書(学校図書館支援員)の拡充等により、学校図書館運営の充実を図り、児童・生徒が読書に親しみ、知識を得たり、読解力をつけたり、感受性を豊かにすることにつながります。
(7)	ALTの活用	外国語によるコミュニケーション能力向上を推進するため、引き続きALT(外国語指導助手)を配置するとともに、授業以外でのALTが活躍する場を増やしていきます。

施策3-3 家庭や地域の教育力の向上		
(1)	総合型地域スポーツクラブの支援	家庭や地域の教育力向上のための施策として、総合型地域スポーツクラブを支援することで子どもたちを対象とした各種スポーツ教室の充実を図っていますが、引き続き連携していくとともに幅広いニーズに応えることができるよう、多目的にわたる指導者やスポーツボランティアの確保に努めます。また、地域の方々と交流を深め、郷土の歴史や伝統文化を学べるよう取り組みます。また、指導者数を維持できる仕組み作りを検討します。
(2)	本に親しむきっかけ作り	本に親しむきっかけを作り、家庭での読書環境の充実を図るため、7か月児を対象としたブックスタート事業に取り組んでいます。家庭での乳幼児期からの絵本の読み聞かせを通し、読書の習慣化を図り、想像力・語彙力・読解力の向上に繋げていきます。

施策3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進		
(1)	有害環境への対策	志摩市青少年補導センターが、早期発見活動の取組である定期パトロールや、祭りやイベント等の際に合同補導を実施していきます。また、引き続き県による有害環境対策への取組と連携し、子どもが健やかに成長し、次世代を担う若者が自立して主体的に活躍していくことができるよう、悪影響を及ぼす有害環境への対策を講じていきます。
(2)	安全に安心してインターネットを利用するための知識普及	子どもたちが安全に安心してインターネットを利用するために、保護者がその特徴や、様々なリスクについて理解しながら、子どもを見守るための知識を普及します。

目標4 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策4-1 子どもの人権の尊重		
(1)	人権意識の醸成	子どもに対する虐待やいじめなど、様々な子どもの人権に関する問題や「児童の権利に関する条約」の内容、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）などについて、市の広報等を通じて、情報発信や啓発を進めます。
(2)	保育・教育機関における人権教育の推進	子どもの発達段階に応じて子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めていきます。
(3)	児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止への取組は、志摩市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）により、関係機関が連携し、総合的な支援を行っています。虐待の予防、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を図るため、子ども家庭支援ネットワークによる取組の強化・充実を推進していきます。

施策4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進		
(1)	相談・自立支援体制の充実	ひとり親家庭等、自立支援が必要な家庭に対しては、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ります。また、相談窓口の周知及び支援が必要な家庭の把握についての体制を強化します。
(2)	さらなる支援制度の周知	福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、福祉資金の貸付、就労支援等各種施策の活用についての相談に対応し、自立を支援しています。今後についてもさらなる支援制度の周知に努め、本当に支援を必要とする世帯に届くようにしていきます。

施策4-3 発育・発達支援の推進		
(1)	人材育成の推進	教育や療育に特別なニーズのある子どもを適切に支援するための体制が求められており、それぞれの個に応じた支援をしていくため、特別支援教育コーディネーターの研修実施などの人材育成を推進していきます。
(2)	保護者や担任等と連携した具体的な支援	発達支援担当の保育士、保健師、指導主事が児童福祉施設や学校施設に出向き、集団生活の場で子どもの様子を確認したうえで指導計画等を作成し、保護者や担任等と連携して具体的な支援に努めていきます。また、職員の知識やスキルアップを図ります。

施策4-3 発育・発達支援の推進		
(3)	途切れない支援の推進	途切れない支援を推進していくため、「障がい児支援会議」において市独自のパーソナルカルテの作成や伊勢志摩定住自立圏による「児童発達支援センター」での取組・支援内容について協議を進めていきます。
(4)	発達障がいについての正しい知識の理解	発達障がいについての正しい知識が広く理解されるよう、講演会・広報等による啓発活動を充実させていきます。

施策4-4 困難な状況に置かれた子どもの支援		
(1)	支援の輪が広がるまちづくり	世帯所得が少なく、暮らしに困難を抱える世帯に市で準備している支援の取組や制度等を知らないためにサービス等を利用できないことがないよう、あらゆる機会を通じて、取組及び制度等の周知・啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員をはじめ近隣の人たちの取組への参画と応援で、支援の輪が広がるまちづくりを推進します。
(2)	貧困の連鎖の解消	就業が難しいなど、様々な事情により経済的な支援が必要な家庭に対して、様々な制度を活用した経済的支援を図り、学業の支援や就業の支援により貧困の連鎖の解消を図ります。
(3)	体験機会の提供	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、さまざまな体験機会の提供に努めます。
(4)	ヤングケアラーへの理解	ヤングケアラーは本人にその自覚がなかったり、家族の問題を知られたくないと思ったりしていることが少なくありません。このため、ヤングケアラーをいち早く見つけ、支援につなげることが重要です。早期把握のため教育関係者、医療・介護・福祉の関係者、児童委員などを対象に研修を実施し、ヤングケアラーへの理解を深めてもらうようにします。また、実態に応じた対策がとれるように関係者間での協議に努めます。

目標5 子育てを支援する生活環境の整備

施策5-1 安心な生活環境の整備		
(1)	遊び場としての活用	各地域にある公園や広場を、地域の子ども達が気軽に遊べ、自然との親しみや地域住民との触れ合いが持てる遊び場として活用されるよう促すとともに、その管理を進め、子どもが安心してのびのびと遊べる環境づくりに努めます。
(2)	公園施設の更新	新たな公園の設置の検討だけではなく、各地区にある既存の公園を活用しつつ、老朽化した遊具等の撤去を進めます。利用者のニーズに加え、高齢化への対応や、災害時の避難生活の場としての活用にも留意しながら、必要に応じて再整備を図り、特に利用頻度の高い公園に対する公園施設の更新を検討します。

施策5-2 安全なまちづくりの推進等		
(1)	公共施設全般の安全確保	志摩市個別施設計画に基づき、子育て家庭が安全に生活していけるように、子どもに関係する公共施設全般の安全確保のため、建物の総合的な整備を進めるとともに、老朽化が著しい施設の廃止・統合も進めます。
(2)	防犯の視点に立った環境整備	子どもだけでなく市民全員にとっても安全・安心なまちづくりのため、市民・事業者と連携しながら、防犯の視点に立った環境整備を推進します。

施策5-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進		
(1)	危険個所の改善	カーブミラー等の交通安全施設の点検・整備を進めるほか、関係機関に横断歩道、信号機、道路標識等の設置を要望し危険個所の改善に努めます。
(2)	交通安全啓発活動の実施	関係機関と連携をとりながら交通安全啓発活動を実施し、正しい交通マナーの普及と身近な交通環境において安全に行動できる能力を養います。さらに、交通事故から子どもを守るため、登校時の街頭指導活動を行います。

施策5-4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進		
(1)	地域の安全の確保	子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりのため、家庭、地域、学校、関係団体が連携し、地域の安全を確保する活動を推進します。
(2)	LED防犯灯の導入	計画的にLED防犯灯の導入を進めるとともに、防犯灯の維持管理経費の節減を図ります。
(3)	犯罪被害への対応	犯罪被害にあった子どもやその保護者への支援として、カウンセリング機関の紹介や情報提供等、相談支援体制の強化を図ります。

目標6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策6-1 多様な働き方の実現及び男性も含めた働き方の見直し等		
(1)	ワーク・ライフ・バランスについての啓発	男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進施策として、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できる等、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。
(2)	啓発・情報提供の推進	働きやすい環境を阻害する慣行等を解消するため、労働者・事業主・市民の意識改革を推進するためのめる必要があり、市では、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目的とした、三重県「みえの働き方改革推進企業」認証制度に応募していただくよう企業に啓発を行います。

施策6-2 仕事と子育ての両立の推進		
(1)	男女共同参画社会の構築	男女共同参画社会の構築を推進するため、男性向けのセミナーや家事に関するイベント等を実施し、学校教育・生涯学習については、小・中学生を対象に実施します。
(2)	雇用の場における男女共同参画	雇用の場における男女共同参画の推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度等の普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援策を講じます。

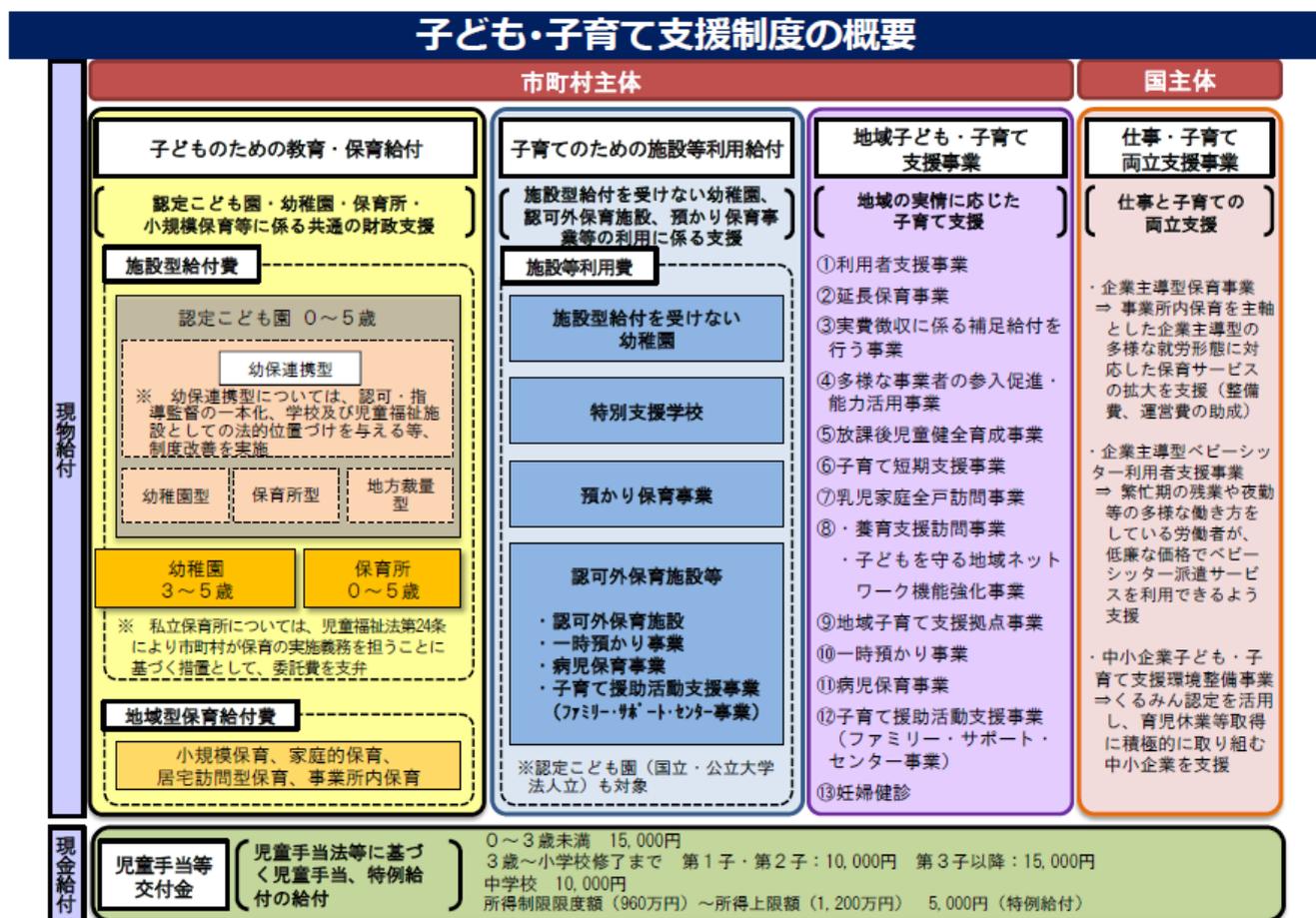
第4章 子ども・子育て支援サービス

1 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度は、「量」と「質」の両面から子育てを社会全体で支えるもので、量の面では、必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指しています。質の面では、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指しています。

この制度は、行政が保護者等に提供するサービスとして、子ども・子育て支援給付における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」は、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行うのに対して、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行うものです。



資料：こども家庭庁

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに量の見込みや確保方策を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 地域での子育て支援の充実

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて区分または事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模	●保護者の移動状況を踏まえているか
●区域ごとに事業量の見込みが可能か	●区域内で事業のあっせんが可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本市の教育・保育提供区域について

市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

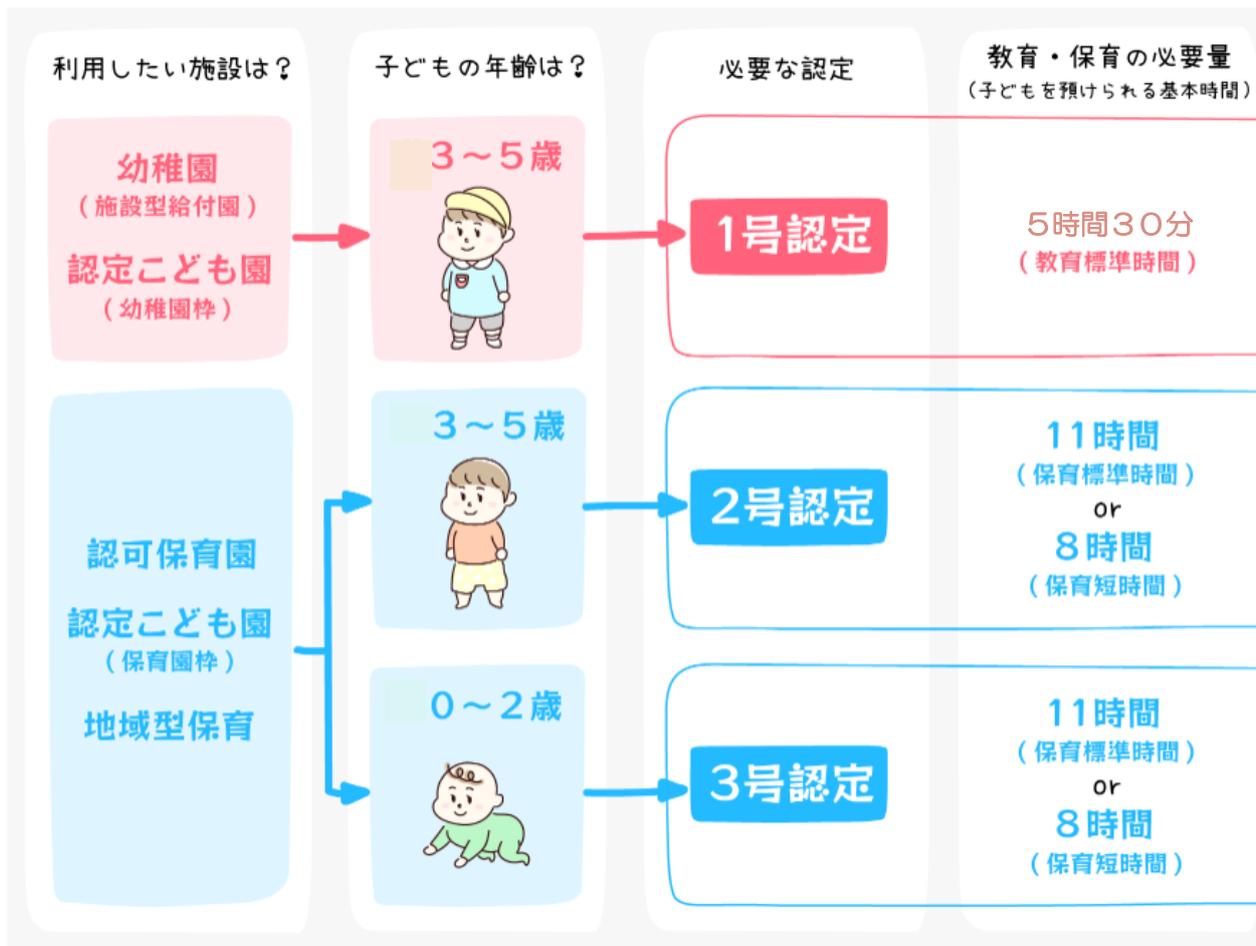
- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

3 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が認定基準（①就労や出産等での保育を必要とする事由、②就労を理由とする利用の場合の保育の必要量、③ひとり親家庭や子どもの障がいの有無等による優先利用等）に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

認定は右記の3つの区分となります。（認定に応じて施設などの利用先が決まっていきます。）

教育・保育施設及び地域型保育事業	対象児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所+地域型保育事業）	0～2歳



資料:こども家庭庁

4 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本市では、先述のように市全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。